

第4期豊橋市地域福祉計画

豊橋市

はじめに

本市では、平成17年3月に「豊橋市地域福祉計画」を策定して以降、「子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現」という基本理念のもと、市民の皆様とともに地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



この間、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、近年では地域のつながりの希薄化等に起因する社会的孤立や、いわゆる8050問題やダブルケアなどの複合的な課題が顕在化しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした中、第4期豊橋市地域福祉計画では、地域住民や地域の様々な主体が参画し、つながることで市民一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていく『地域共生社会』の実現を目指し、「全ての人が関心を持って、お互いに支えあい、いきいきと暮らせる地域社会の実現」を基本理念といたしました。この基本理念のもと、「支えあいの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり」「安全・安心に暮らせる地域づくり」「分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり」の3つの基本目標を掲げ、すべての人が地域でいきいきと暮らすための取組みを、市民の皆様や関係団体の皆様とともに進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました豊橋市社会福祉審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました多くの市民・関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

豊橋市長 浅井由崇

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景・趣旨	3
2 計画の位置づけ及び計画の期間	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題	
1 統計からみる現状	6
2 アンケート調査からみる今後の課題	13
3 第3期豊橋市地域福祉計画の総括	17
第3章 基本理念・基本目標	
1 基本理念	29
2 基本目標	30
体系図	31
第4章 施策の展開	
1 基本目標・基本方針ごとの取組み	32
基本目標1	32
基本目標2	38
(豊橋市再犯防止推進計画)	
(豊橋市成年後見制度利用促進計画)	
基本目標3	48
(包括的支援体制の整備)	
第5章 計画の推進に向けて	
1 計画の総合的な推進体制	54
2 計画内容の広報・啓発	55
3 計画の評価・管理	55
資料編	
1 計画策定の体制	56
2 策定経過	57
3 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱	58
4 用語の説明	62

本文中の※は、資料編4で用語の解説をしています

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成17年3月に「豊橋市地域福祉計画」、平成23年3月に「第2期豊橋市地域福祉計画」、平成28年3月に「第3期豊橋市地域福祉計画」（以下、「第3期計画」）を策定し、地域福祉を推進することで、子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、団塊の世代の全ての人が75歳以上の後期高齢者になる2025年に向けて引き続き介護基盤の安定化を図っていくことが必要であり、また、子育てに関する不安や負担感、仕事と子育ての両立に係る困難は依然として大きな課題となっています。さらに、社会構造の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所づきあいの希薄化等により、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える世帯等への支援が必要となっており、既存の制度では解決が難しい状況が見られます。

既存の制度では対応が困難な状況に対し、国では、平成29年6月に「地域包括ケアシステム※の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法※」の一部が改正されました。この改正では、地域福祉計画の策定が努力義務化され、「我が事・丸ごと※」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

また、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村において地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制と地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」を行うことができると規定されました。

愛知県においても、平成28年に「あいち健康福祉ビジョン2020」を策定し、健康福祉全般にわたる包括的な視点に立ち、将来の健康福祉のあるべき姿や、ライフステージに応じた切れ目のない施策の方向性が示されました。

こうした状況を踏まえ、本市においても第3期計画の施策を継承・発展し、福祉サービスの充実を進めるとともに、個別の福祉政策だけでは対応が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での包括的な支援体制づくりをはじめとした施策の推進を図り、一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、「第4期豊橋市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ及び計画の期間

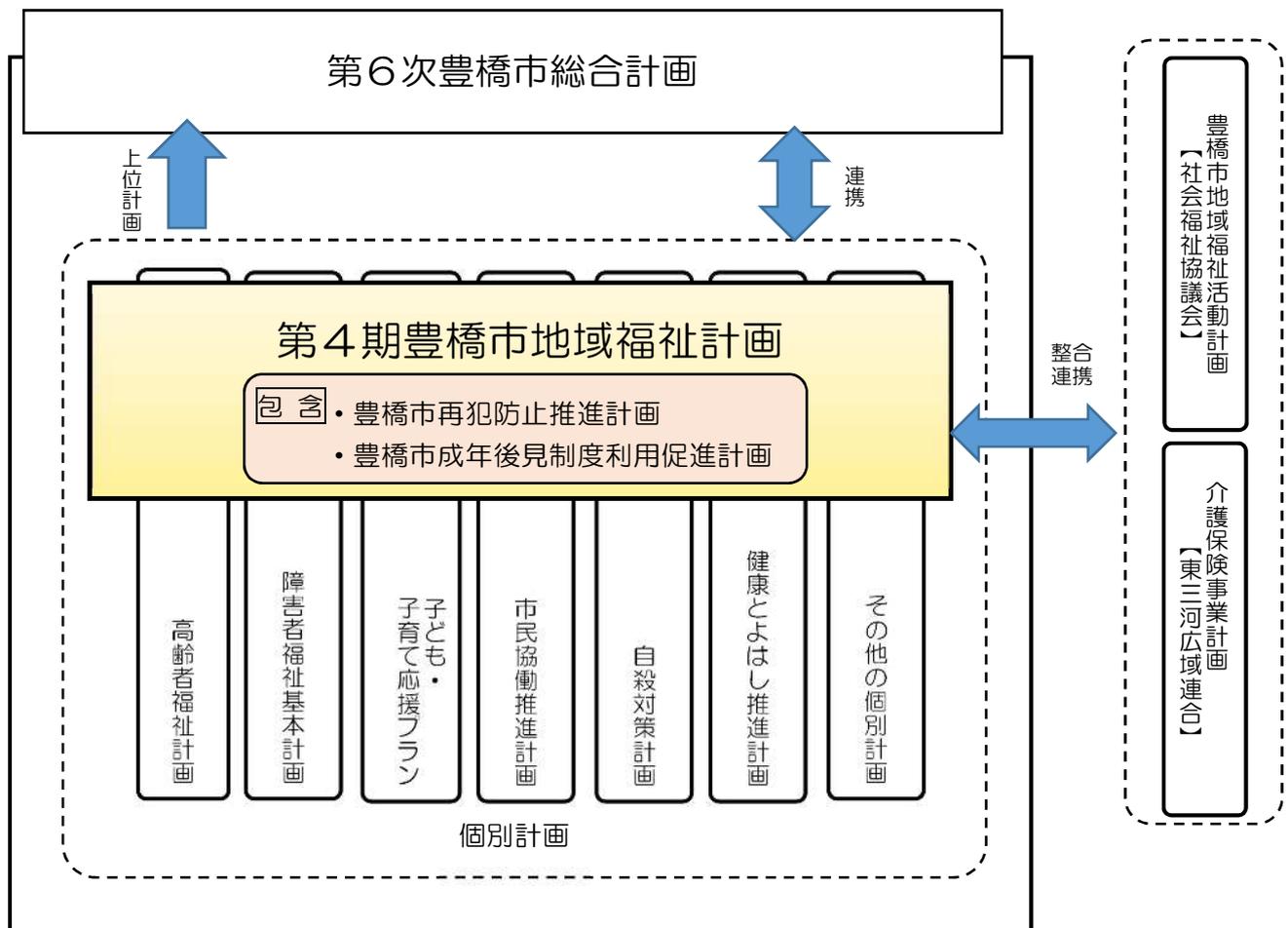
(1) 計画の位置づけ

本計画は、第3期計画に引き続き、社会福祉法に基づく市町村計画として位置づけます。

また、本計画は豊橋市総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するために必要な施策を体系化するとともに、福祉の各分野において共通して取り組むべき事項や包括的支援体制の整備に関する事項を記載した計画として豊橋市障害者福祉基本計画、豊橋市高齢者福祉計画等の他の個別計画及び豊橋市社会福祉協議会*が策定する「豊橋市地域福祉活動計画」や東三河広域連合が策定する「介護保険事業計画」との整合・連携を図りながら、施策を推進していきます。

なお、再犯の防止等の推進計画に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を本計画に包含することで、一体的な支援体制の構築を図ります。

【位置づけのイメージ】



(2) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

《 計画の期間 》

年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7～
総合計画	第5次計画基本構想 (平成23年度～令和2年度)					第6次計画基本構想 (令和3年度～令和12年度)				
	第5次計画後期基本計画 (平成28年度～令和2年度)					第6次計画前期基本計画 (令和3年度～令和7年度)				
地域福祉計画	第3期計画 (平成28年度～令和2年度)					第4期計画 (令和3年度～令和7年度)				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	地域福祉活動計画 (平成27年度～令和2年度)					第2期地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)				

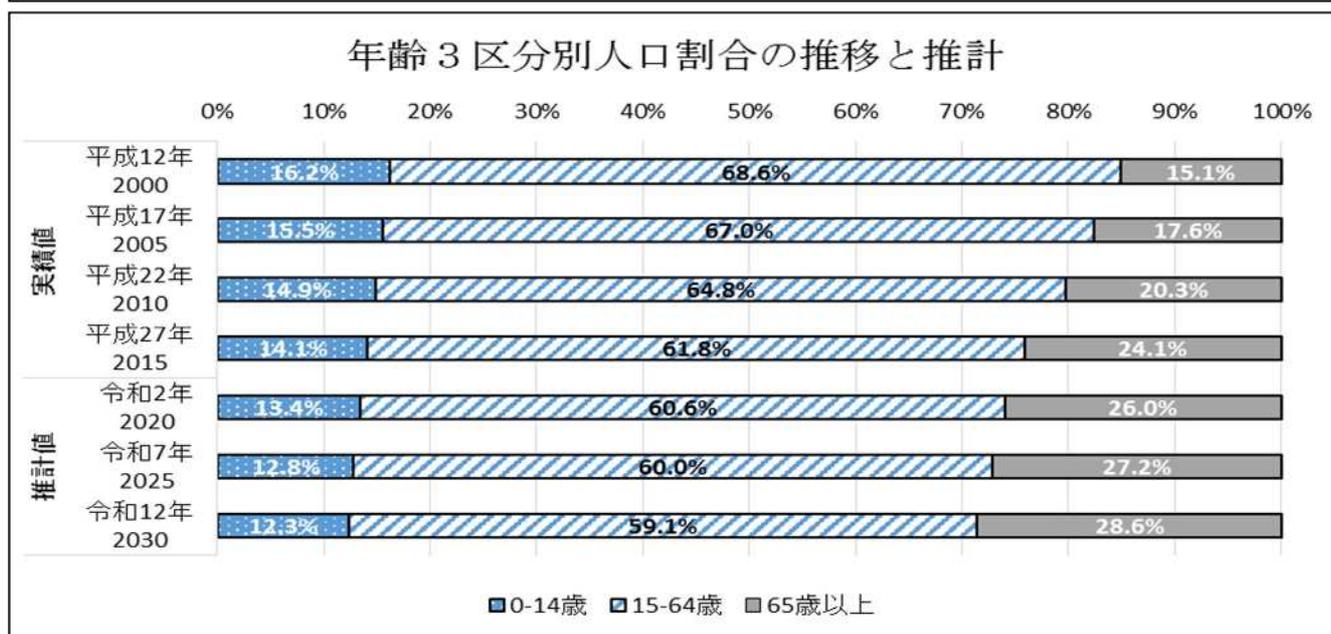
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

1 統計からみる現状

(1) 人口の状況

人口は緩やかな増加が続いてきたものの、平成 22 年の 376,665 人をピークに減少に転じています。また、未婚化や晩婚化等に起因する出生率の低迷や、主に大都市圏への若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、今後も減少が続き、令和 12 年には 359,000 人まで減少する見込みとなっています。

年齢別の割合をみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少しているのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあります。今後も出生数の低迷のみならず、平均寿命の延伸等の社会的背景も相まって、人口に占める高齢者の割合はさらに増加することが見込まれます。

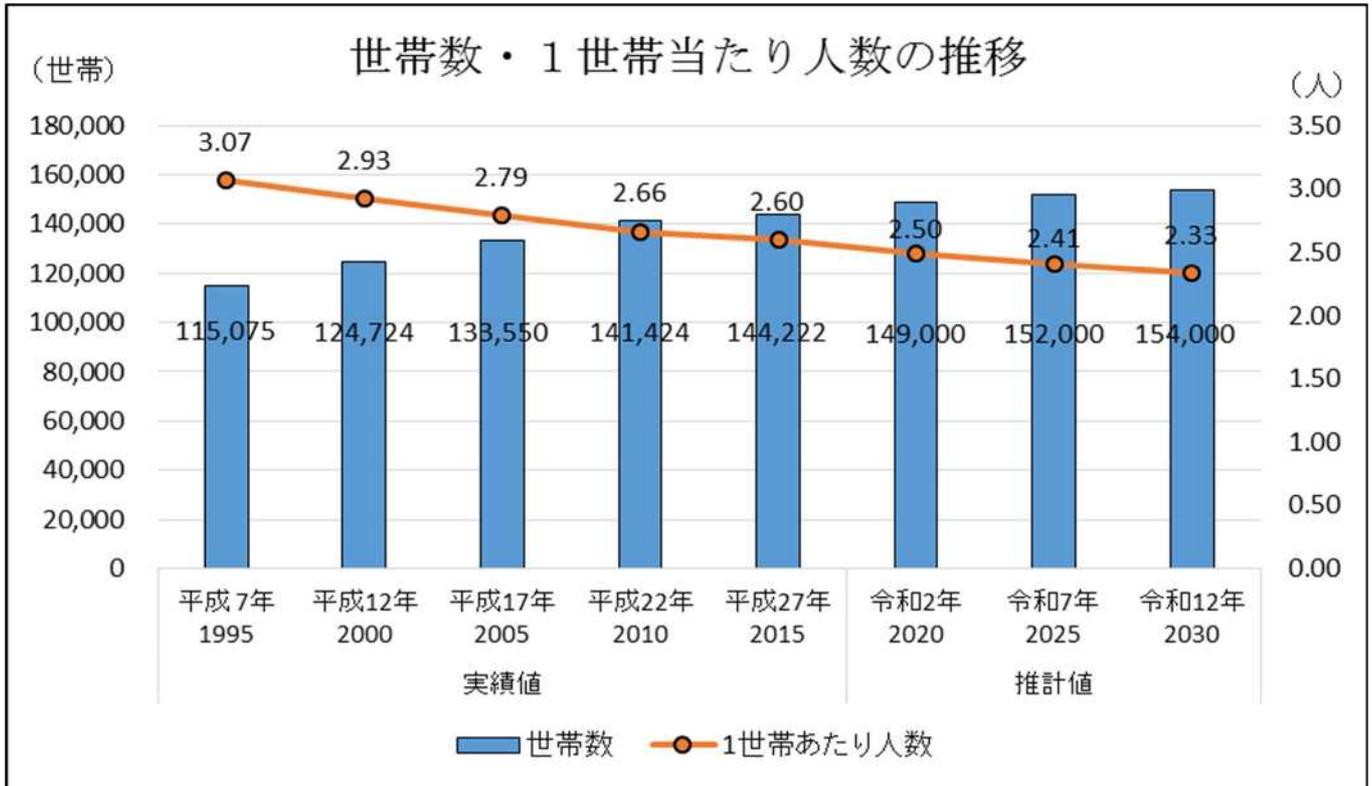


※2020（令和2）年以降はコーホート要因法による推計値

資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

人口は減少しているものの、世帯数は増加を続けており、令和12年には154,000世帯まで増加すると予測されています。1世帯あたりの人数は令和2年には2.5人、さらに令和12年には2.33人まで減少する見込みとなっており、今後も核家族化や単独世帯の増加が続くと見込まれます。



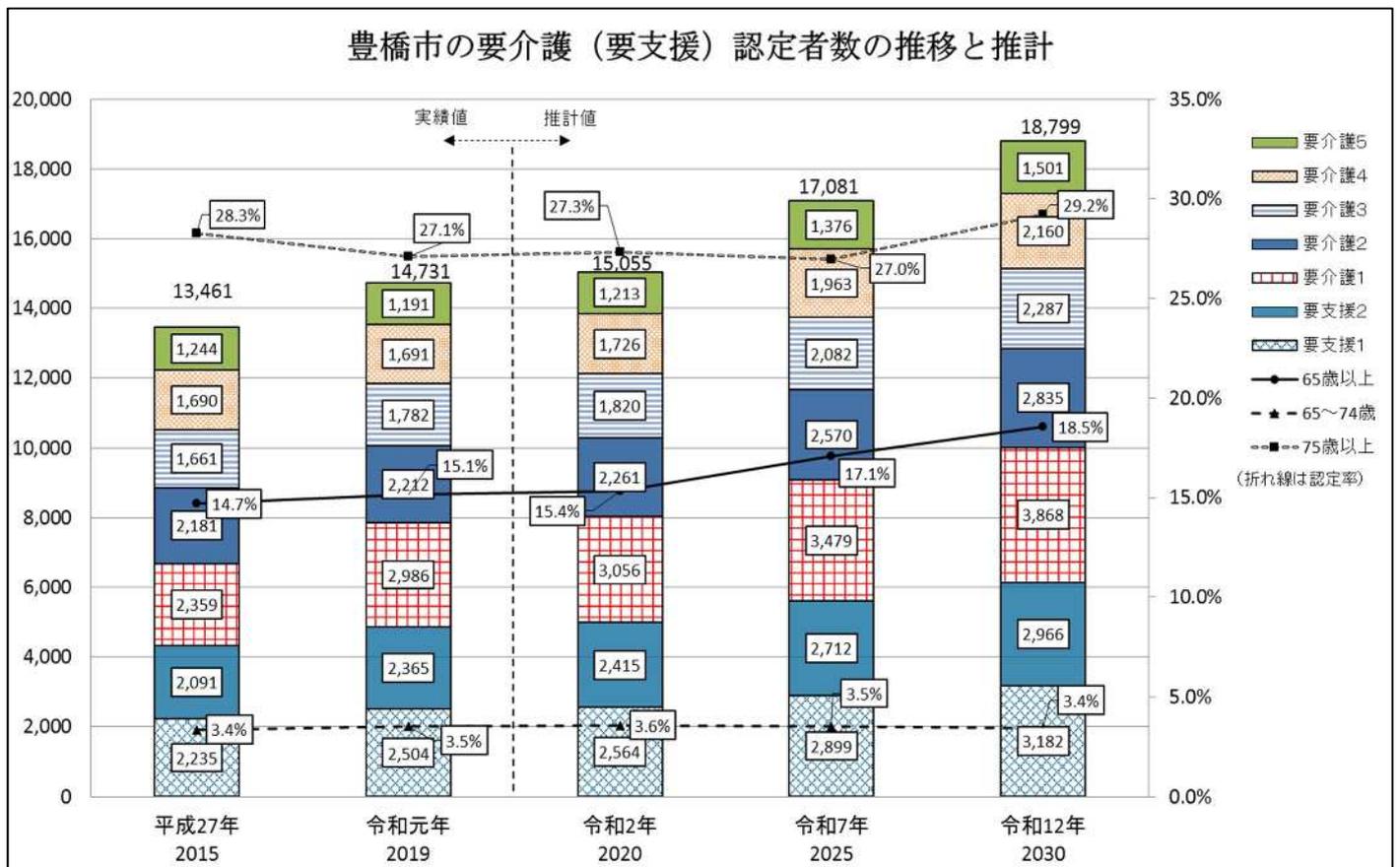
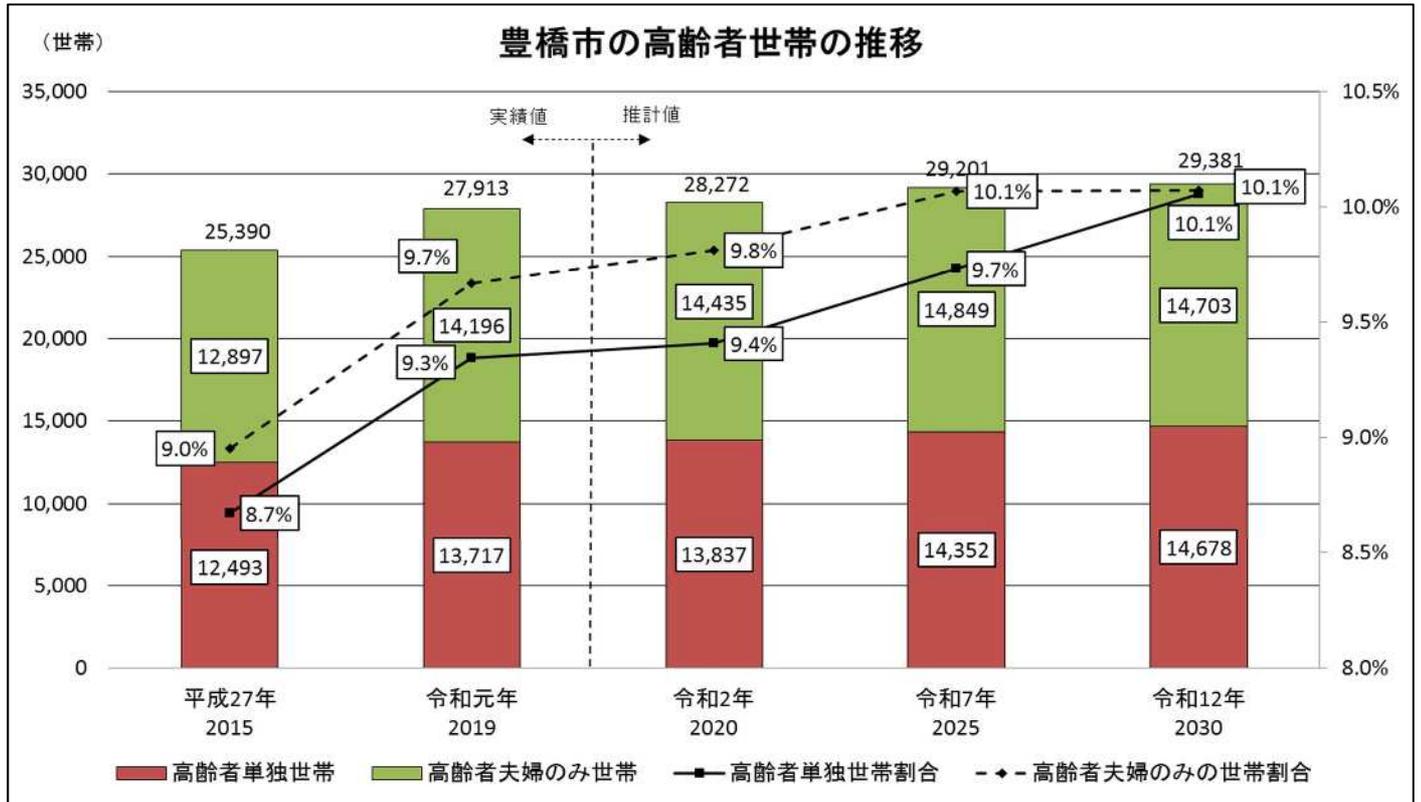
※2020（令和2）年以降はコーホート要因法による推計値

資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

高齢者世帯数は単独世帯・夫婦世帯共に増加傾向にあり、令和12年には単独世帯・夫婦世帯共に10.1%となると見込まれています。

要介護・要支援認定者数*も増加しており、高齢者の増加に伴い、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。



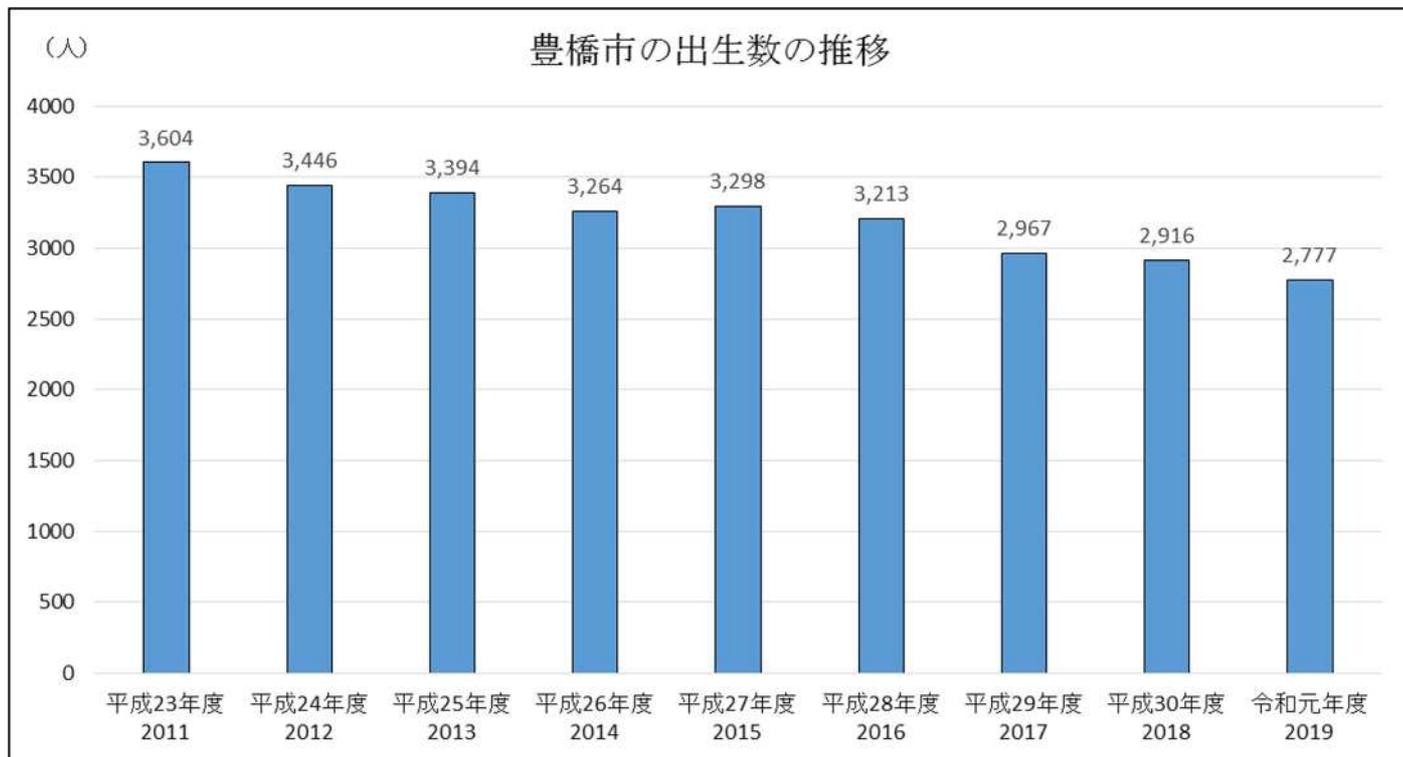
※2020（令和2）年以降はコーホート要因法による推計値

資料：東三河広域連合（各年10月1日現在）

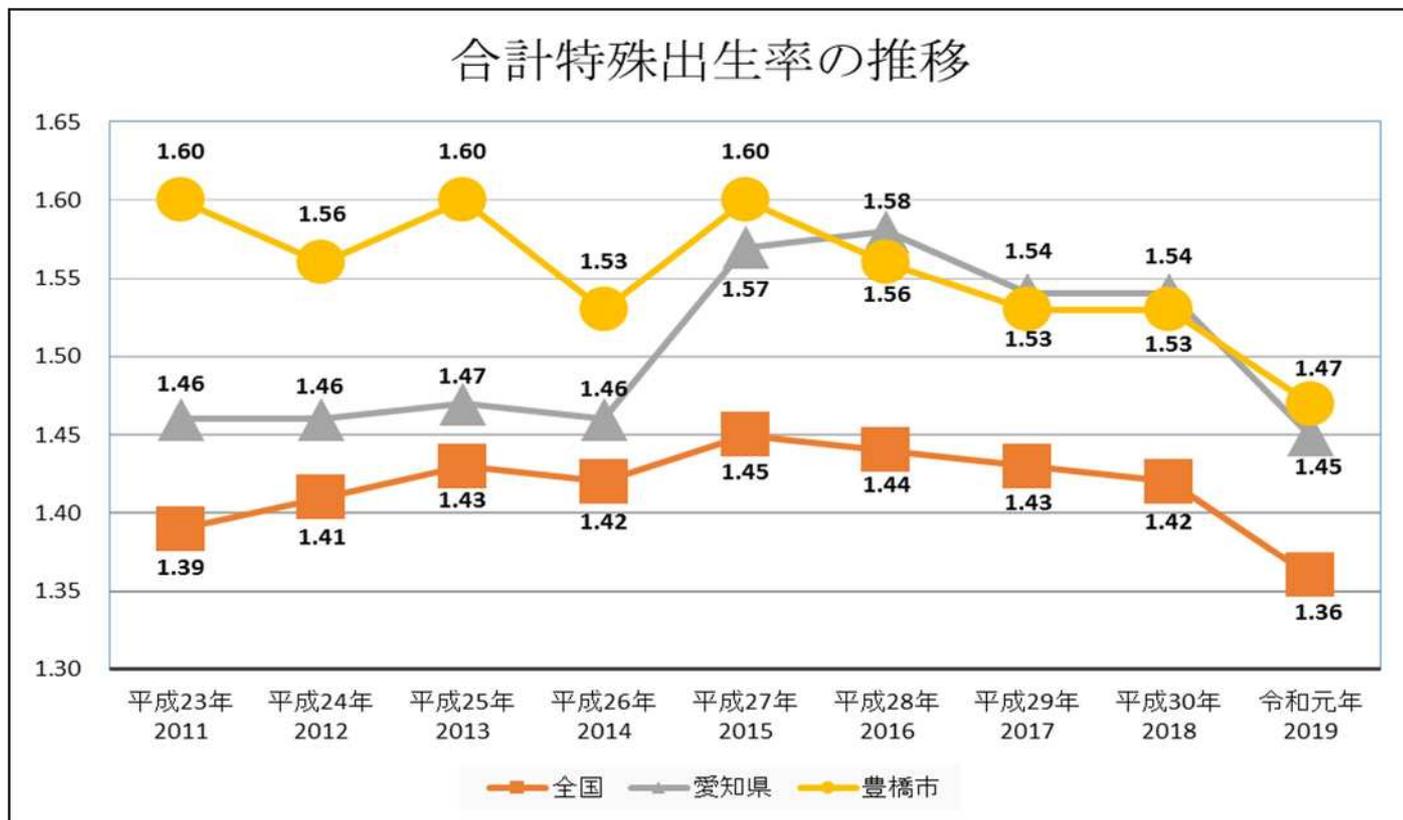
(4) 子どもの状況

出生数は年々減少傾向にあり、令和元年度には2,777人まで減少しました。

合計特殊出生率※は全国と比べ比較的高い値で推移していますが、平成27年をピークに下降に転じ、人口減少や少子化が進んでいることを示しています。



資料：住民基本台帳（各年度）

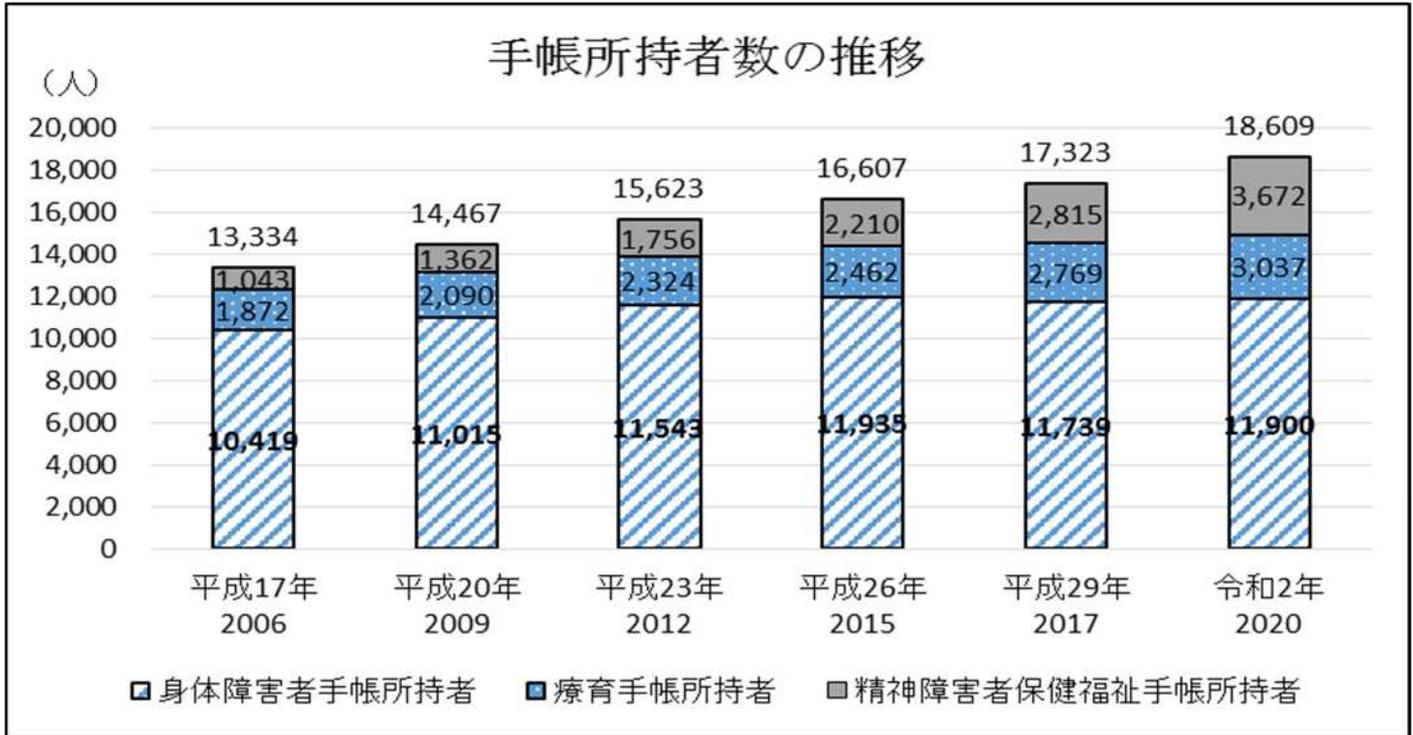


※合計特殊出生率に外国人は含まない。

資料：厚生労働省「人口動態統計」(国県・各年)
豊橋市 (市・各年)

(5) 障害者（児）の状況

手帳所持者数の推移を見ると、平成17年と比較していずれも増加しており、総数で5,275人増加しました。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は3倍以上増加しており、著しい伸びをみせています。



資料：豊橋市（各年4月1日現在）

(6) 生活保護世帯の状況

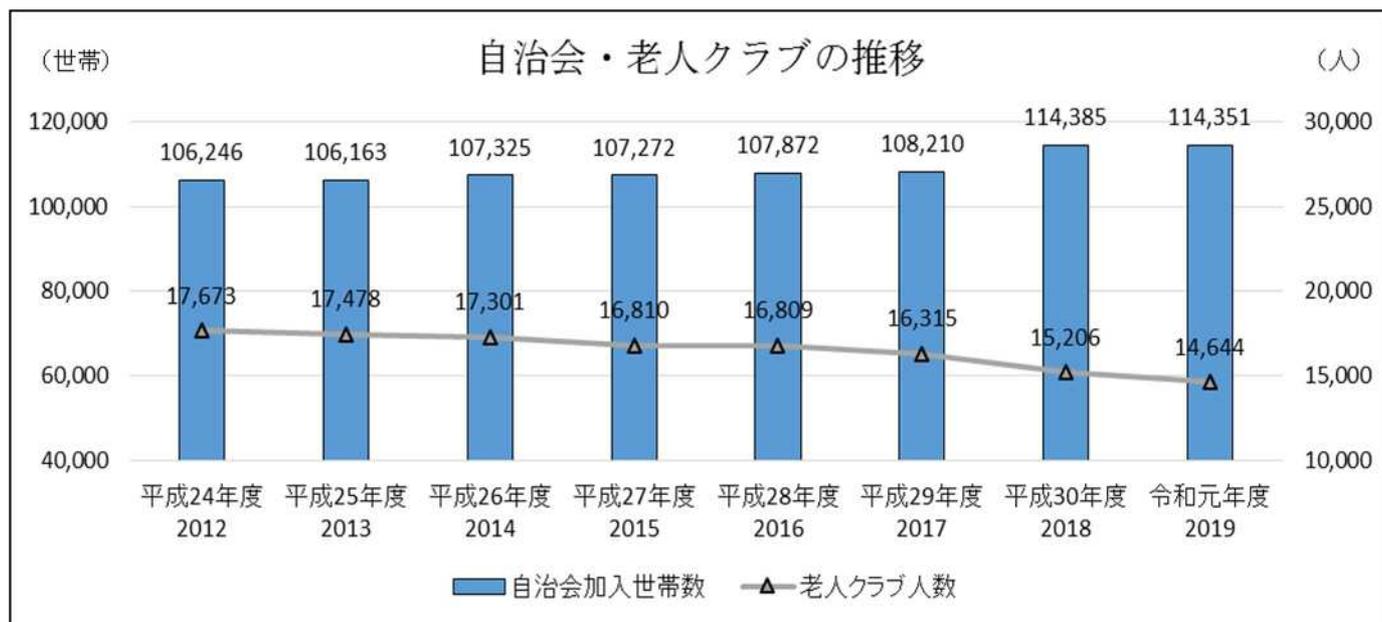
生活保護世帯は雇用・経済状況の改善に伴い平成24年度以降は減少傾向にあり、世帯数・人数ともに緩やかに減少していました。しかし、令和2年度以降、新型コロナウイルス^{*}感染症による景気悪化の影響を受け、生活保護世帯は増加することが見込まれます。



資料：豊橋市（各年度末現在）

(7) 地域団体の状況

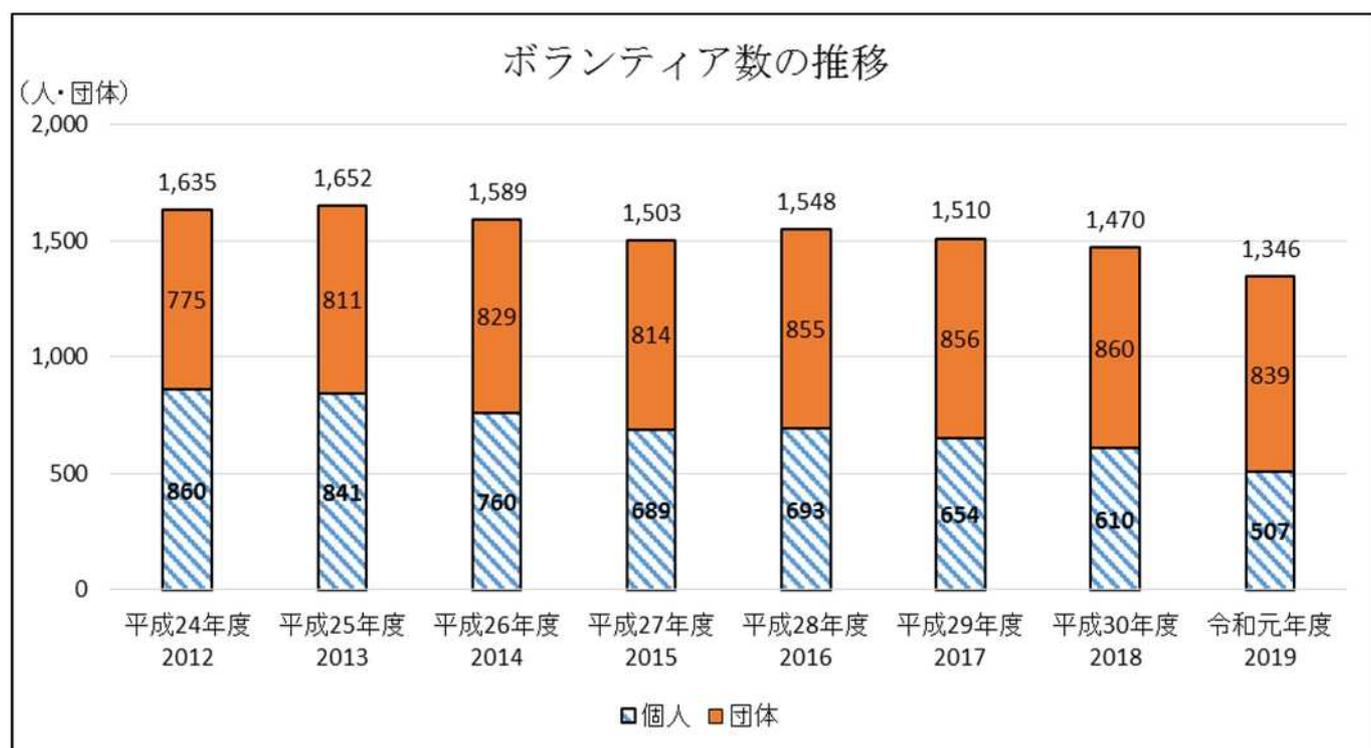
自治会加入世帯数はほぼ横ばいで推移している一方で、老人クラブの人数は年々減少傾向にあります。



資料：豊橋市（各年度末現在）

(8) ボランティアの登録状況

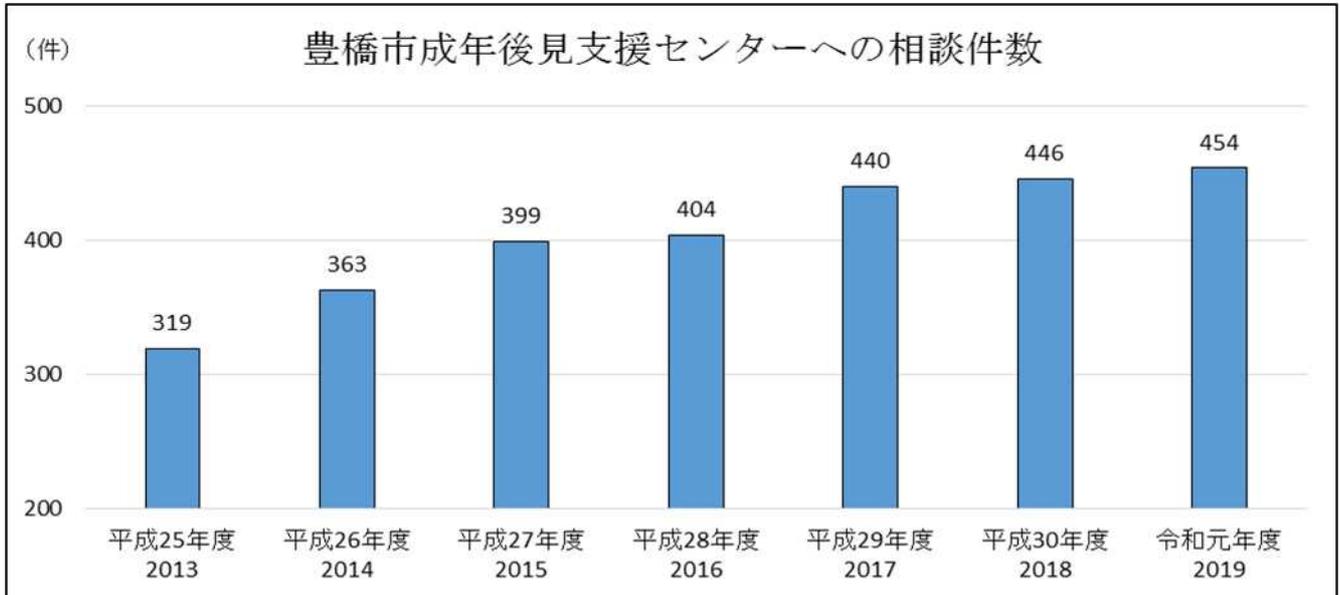
ボランティア登録数は、団体登録は平成28年度にやや増加しましたが、令和元年度に839団体まで減少し、個人登録も平成24年度の860人から令和元年度は507人まで減少しました。いずれも登録者の高齢化が原因による減少と考えられており、若い世代の担い手が求められています。



資料：社会福祉協議会・豊橋善意銀行・オレンジプラザ（年度計）

(9) 成年後見制度^{*}の状況

平成 25 年 5 月に開設した「豊橋市成年後見支援センター」における成年後見に関する相談件数は、平成 26 年度の 363 件から、令和元年度には 454 件まで増加し、成年後見制度への関心が高まっていることがうかがえます。また、今後も、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくことが見込まれるため、ニーズに対応できる担い手の確保が求められます。



資料：豊橋市成年後見支援センター（年度計）

(10) 再犯防止を取り巻く状況

令和元年における愛知県の再犯者数は平成 26 年と比較して減少しているものの、再犯率は 2.8 ポイント上昇し、47.4%となっています。犯罪をした人等は定職・住居を確保できない等の理由により、社会的復帰が困難なことを踏まえ、社会や地域を構成する一員となるための支援をする必要があります。



資料：法務省（各年）

2 アンケート調査からみる今後の課題

(1) 地域福祉計画アンケート実施概要

①趣旨

市民意識を数的に把握し、本計画へ反映するため実施

②実施期間

令和元年5月～7月

③対象及び配布数

対象	市民	自治会長	民生委員児童委員※	福祉・子ども関係事業所
配布数	1,500件	432件	550件	482件(※)
抽出方法	満18歳以上の市民から小学校区の人口を考慮し、無作為に抽出	全ての自治会長	全ての民生委員児童委員	市内に登録のある事業所
調査手法	郵送	直接回収	直接回収	郵送
回収数	592件	392件	538件	296件
回収率	39.5%	90.7%	97.8%	61.4%

※事業所向けアンケート調査は今回初めての実施

(内訳)

介護保険事業所(地域密着型): 71件

介護保険事業所(地域密着型を除く): 166件

障害者福祉サービス事業所: 162件

保育所: 61件

幼稚園: 22件

④主な新設質問項目

- ・現在の相談体制が充足しているかについて
- ・成年後見制度の認知度、市民後見人養成について
- ・地域住民による支え合い活動を進めるにあたっての課題等について
- ・地域等との連携について など

(2) アンケート結果の概要

1. 近所づきあいの程度について

問 あなたはどのような近所づきあいをしていますか。

⇒全体の16.8%が「近所づきあいはほとんどしていない」と回答。

⇒60歳代、70歳代もそれぞれ6.4%、7.1%が「近所づきあいはほとんどしていない」と回答。

⇒一人暮らしの「近所づきあいはほとんどしていない」は36.8%と最も高い割合。

問 あまり近所づきあいをしていない理由は何ですか。(複数回答可)

⇒最も多かった理由は60.5%の「仕事などで家にいないことが多いから」。

⇒次いで「近所の人と知り合う機会が少ないから」が多く、42.1%が回答した。

2. 悩みの相談先、相談支援体制について

問 悩みや不安について、あなたはどこ(誰)に相談していますか。(複数回答可)

⇒最も多い回答は、「家族・親族」であり、70.1%が回答。

⇒「相談はしない」と回答した人が11.0%、「市役所・窓口センター」は5.6%、「地域包括支援センター*」は3.0%。

問 あなたは現在の相談支援体制は十分だと思いますか。

⇒「分からない」が最も多く、64.7%。次いで「足りないと思う」が18.2%。

問 どのようなことが足りないと思いますか。(複数回答可)

⇒「どこに相談したらよいか分からない」が最も多く55.6%。次いで「気軽に相談できる場所や人が身近にいない」で53.7%の回答。

3. 地域での支え合い活動について

問 あなたのお住まいの地域で、地域住民による地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題は何ですか。(複数回答可)

⇒「地域福祉活動に関わる人が少ない」と答えた民生委員児童委員が44.2%、自治会長で59.7%。

⇒「地域福祉に無関心な人が多い」と答えた民生委員児童委員が39.2%、自治会長で52.8%。

問 地域住民が地域の支え合い活動を推進するためにあなたが必要だと考えることは何ですか。(複数回答可)

⇒民生委員児童委員、自治会長ともに「活動の担い手となる人材育成」が最多。

(民生委員児童委員：55.0% 自治会長：63.3%)

問 地域住民がお互いに助け合う福祉を進めるため、行政は何に取り組むべきとお考えですか。(複数回答可)

⇒「様々な人々が気軽に集える居場所づくりを支援する」が最多(28.4%)。

問 今後、ボランティア団体の活動やNPO*活動に参加したくない理由は何ですか。(複数回答可)

⇒「仕事や家事、育児が忙しくて時間が取れない」の回答が44.3%。

⇒次いで、「健康などに不安がある(35.9%)」、「活動内容がよくわからない、よく知らない(32.1%)」。

4. 地域での組織団体間の連携について

問 他の組織団体と連携するうえで困っていることは何ですか。(複数回答可)

【民生委員児童委員・自治会長】

⇒民生委員児童委員の最多回答は「組織団体の人と出会う機会がない」。(民生委員児童委員：34.8% 自治会長：33.4%)

⇒自治会長の最多回答は「組織団体と連携の仲介・調整をしてもらえない人がない」。(民生委員児童委員：17.1% 自治会長：34.2%)

【福祉・子ども関係事業所】

⇒「職員の負担が大きき連携まで手が回らない」が最多(57.4%)。

⇒次いで、「地域の諸団体等の人と出会う機会がない」が多く、39.5%が回答し、「地域の諸団体等と連携の仲介・調整をしてもらえない人がない」の回答も27.0%。

5. 避難行動要支援者*への支援について

問 あなたは災害時に、近隣にお住まいの避難行動要支援者の方に対して、手助けすることができますか。

⇒「手助けできるかどうか不安である」が最多で55.9%。また、16.4%の人が「手助けできない」と回答。

問 それはどういった理由からですか。(複数回答可)

⇒最多の回答は、「近隣に避難行動要支援者がいるか知らないから(48.8%)」。

問 避難行動要支援者支援事業を行ううえでの困りごとはありますか。(複数回答可)

【民生委員児童委員・自治会長】

⇒民生委員児童委員・自治会長のどちらも「台帳を活用した具体的な取り組み方法が分からない」が最多。(民生委員児童委員：29.9% 自治会長：32.9%)

⇒また、「活動の担い手が不足しており、対応ができない」についても民生委員児童委員の23.2%、自治会長の28.8%が回答した。

6. 成年後見制度について

問 成年後見制度についてどのような印象を持っていますか。(複数回答可)

【市民】

⇒「不正が行われないか不安」と回答した人が44.7%で最も多かった。

⇒次いで、「どうやって利用の手続をしたらよいか分からない」と回答した人が31.3%。

【民生委員児童委員・自治会長】

⇒民生委員児童委員・自治会長のどちらも「制度を利用することで、本人の権利擁護に繋がると考えている」の回答が最多。(民生委員児童委員、自治会長ともに43.1%)

問 市民後見人*についてあなたの考えに最も近いものをお答えください。

⇒市民後見人について、「自分になる気がないが、市民後見人という仕組みは応援したい」と回答した人が52.7%で最も多かった。

(3) アンケート結果から見た課題まとめ

1. 近所づきあいの程度について

- 年代が若くなるほど近所づきあいをしていない人が増加している。
- 60～70歳代でも近所づきあいをあまりしていない人が一定数確認できる。
- 一人暮らし世帯では、近所づきあいをほとんどしていない人が最も多い。
- あまり近所づきあいをしていない理由は仕事などで家にいないことや、近所の人と知り合う機会が少ないことが背景となっている。

2. 悩みの相談先、相談支援体制について

- 不安や悩みを抱えた時の相談先では、公の支援機関や相談窓口はあまり利用されておらず、相談はしないという人もやや多く見受けられる。
- 現在の相談体制が不十分である理由として、どこに相談してよいか分からないことや、身近に相談できる場所がないこと等が挙げられている。

3. 地域での支え合い活動について

- 支え合い活動での課題は、地域福祉に無関心な人が多いことや、地域福祉に関わる人材がいないこと等が挙げられている。
- これらの課題を踏まえ、人材育成や地域福祉のPR等を行政に求めている。
- ボランティア活動等へ参加したくない（しない、できない）要因としては、時間がとれないことや、活動内容等をそもそも知らないことが挙げられている。

4. 地域での組織団体間の連携について

- 連携をする際の課題としては、組織団体と出会う機会がないことや、仲介・調整をする機能が不足していることが挙げられている。

5. 避難行動要支援者への支援について

- 要支援者を手助けできるか不安、またはできないと考える理由としては、近隣に要支援者がいるか分からないことが挙げられている。
- 台帳活用の具体的な取り組み方法が分からないことや、支援の担い手が不足していることが課題となっている。

6. 成年後見制度について

- 市民後見人の仕組みについては一定の理解を得ている。
- 制度については、権利擁護に効果があると考えている一方で、制度の手続きが分からないことや、不正が行われていないか不安だと考えている。

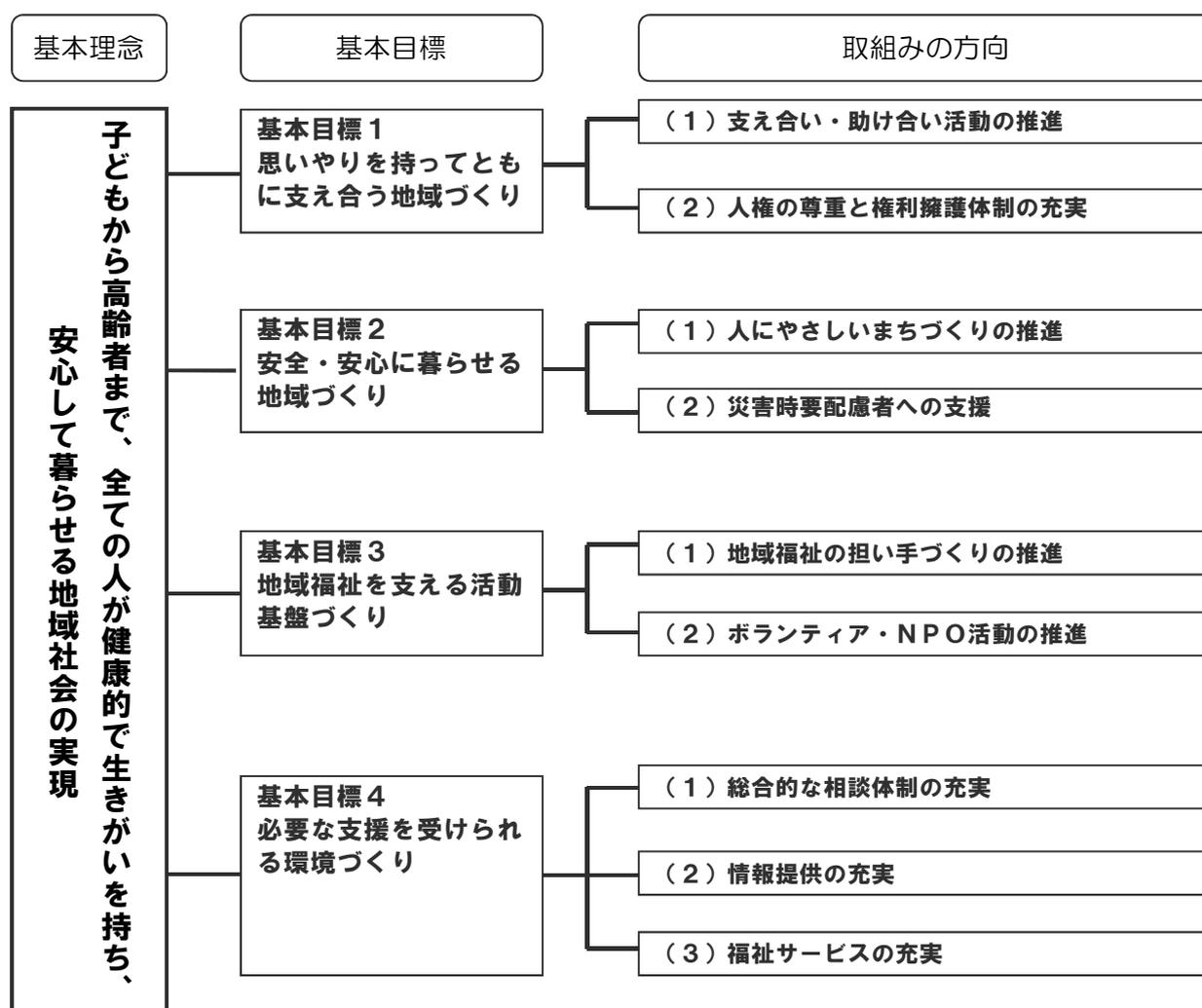
3 第3期豊橋市地域福祉計画の総括

(1) 取組みの方向ごとの総括

第3期計画（平成28年度～令和2年度）においては、4つの基本目標と9つの取組みの方向に基づき、施策を進めてきました。

第4期豊橋市地域福祉計画の策定にあたっては、これまでの推進施策についての検証及び評価を踏まえ、本計画に引き継ぐ分野及び重点をおくべき分野を明確にする必要があります。そこで、第3期計画を取組みの方向ごとに総括を行い、本計画策定に向けた今後の方向性を検討しました。

■第3期豊橋市地域福祉計画における施策の体系図



基本目標 1 思いやりを持ってともに支え合う地域づくり

取組みの方向（1） 支え合い・助け合い活動の推進

（1）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
「まちの居場所」・「まちの支え合い」活動数	31 か所	66 か所	114 か所	123 か所	130 か所	100 か所
高齢者等見守りネットワーク協力事業所数	144 事業所	160 事業所	161 事業所	153 事業所	150 事業所	250 事業所

（2）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
①支え合い・助け合いの交流活動の促進	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「お互いさまのまちづくり*協議会」の設置 ・地域いきいき子育て促進事業 ・地域コミュニティ支援事業（「住みよい暮らしづくり計画」作成支援） ・民生委員活動事業
②見守り活動の促進	7	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等見守りネットワーク*事業 ・友愛訪問・一声運動の実施 ・見守りボランティアの育成、見守りの実施 ・徘徊・見守りSOSネットワーク事業（豊橋認知症おかえりネットワーク事業） ・地域包括支援センター運営事業 ・地域ケア会議の開催 ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

（3）成果と課題

（ア）主な成果

- ・お互いさまのまちづくり協議会を通して、地縁団体等の関係団体が連携してお互いさまのまちづくりを進め、地域住民の互助活動である支え合い活動が普及拡大しました。
- ・地域いきいき子育て促進事業による講座を通して地域の人と子どもとの交流ができ、地域ぐるみで子どもを育てる体制を充実させるとともに、休みの日の子どもたちの居場所づくりを進めることができました。

（イ）主な課題

- ・高齢者等見守りネットワーク事業の協力事業所数は伸び悩んでおり、協力事業所を継続的に確保するための対応が必要です。

（ウ）総括

高齢者等見守りネットワーク事業の協力事業所は目標に達していませんが、「まちの居場所」・「まちの支え合い」活動数は目標を上回っており、また、地域いきいき子育て促進事業では子どもたちの居場所づくりが進んでいます。さらに、民生委員児童委員や見守りボランティア等の協力により、地域の高齢者世帯や障害者世帯に対する見守り活動が進んでいることから、本取組みは概ね順調に進んでいます。

●総合評価：概ね成果が上がっている B

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- ・地域のつながりの希薄化による社会的孤立を防ぐため、今後も継続して既存の居場所の拡大、充実に加え、新たな居場所づくりに向けた支援を行います。
- ・地域住民の地域生活課題への意識、関心を高めるための取組みを進めていきます。
- ・地域住民や行政だけでなく、地域の多様な団体も参加する地域福祉活動の推進を行います。

取組みの方向（２） 人権の尊重と権利擁護体制の充実

（１）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
認知症サポーター数 (年間)	4,525人	4,797人	4,547人	3,939人	4,299人	5,000人
成年後見支援センター の相談受付件数(年間)	363件	404件	440件	446件	454件	500件

（２）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
①人権啓発の推進	4	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター*養成講座の実施 ・市民・職員向けパンフレットの作成及び職員向け研修会の開催 ・地域人権啓発活動事業 ・男女共同参画啓発事業
②権利擁護の推進	6	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度推進事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営事業 ・児童虐待防止に関するネットワークの推進 ・障害者虐待防止事業

（３）成果と課題

（ア）主な成果

- ・成年後見支援センターの相談受付件数は目標値に未達成であるものの、相談件数は増加しています。豊橋市成年後見支援センター*が中心となって相談支援等を行い、認知症等により判断能力が不十分な人の権利擁護を推進することができました。

（イ）主な課題

- ・男女共同参画啓発事業による DV*防止啓発運動では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）を知っている人の割合が減少しており、法令の理解を深める啓発方法の検討が必要です。
- ・成年後見制度推進事業は、相談支援を引き続き進めていく一方で、増加する後見ニーズに対して継続的な支援が行えるよう、後見の担い手の確保や後見人を支える仕組みの構築が必要です。

（ウ）総括

DV防止法のさらなる周知・啓発が今後の課題として残っているものの、成年後見支援センターの相談受付件数は毎年増加を続けており、成年後見制度を必要とする人への支援を進めることができました。また、高齢者、障害者、子どもへの虐待防止についてはそれぞれネットワークを整え、関係機関と連携して支援を行うことができていることから、本取組みは概ね順調に進んでいます。

●総合評価：概ね成果が上がっている **B**

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

(総合評価 A: 成果が上がっている B: 概ね成果が上がっている C: あまり成果が上がっていない D: 成果が上がっていない)

【今後の方向性】

- ・成年後見制度の担い手を確保するとともに、広報、相談、制度利用促進、後見人支援の機能を備えた地域連携ネットワークの整備を進めます。
- ・高齢者、障害者等に対する虐待防止や配偶者に対する暴力根絶等の権利擁護の意識をさらに広げる取組みを行います。

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

取組みの方向（1） 人にやさしいまちづくりの推進

（1）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
「赤ちゃんの駅」登録施設数	100 か所	212 か所	217 か所	234 か所	245 か所	200 か所
「人にやさしいまちづくり」に関する出前講座参加者数（累計）	23,002 人	26,411 人	27,630 人	28,989 人	30,479 人	34,800 人

（2）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
暮らしやすい生活環境の充実	7	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの駅※登録事業 ・人にやさしい道づくり事業 ・地域のニーズに応じた公園施設の整備 ・駅、電停、車両のバリアフリー化の促進 ・地域主体のコミュニティバスの運行 ・人にやさしいまちづくり※推進事業 ・ユニバーサルデザイン※推進事業

（3）成果と課題

（ア）主な成果

- ・「赤ちゃんの駅」登録施設数は、目標値を達成し、安心して親子が外出できるまちづくりを進めることができました。
- ・地域のニーズに応じた公園施設の整備事業により、ユニバーサルデザインを採用した公園を新たに整備し、誰もが使いやすい公園を市民に提供することができました。

（イ）主な課題

- ・地域主体のコミュニティバス※の運行事業は公共交通空白地域における日常の交通手段を市民へ提供することができましたが、地域運営団体が主体となってさらなる利用促進を行うことが必要です。
- ・まちづくりボランティアの高齢化等により、啓発活動の担い手不足が課題となっており、継続的な人材育成が必要です。

（ウ）総括

「赤ちゃんの駅」登録施設数が目標を達成しているほか、バリアフリー※やユニバーサルデザインの視点から意識啓発や公共施設・交通機関の整備を進め、誰もが安心して安全に外出できるための環境の確保が進んだことから、本取組みは順調に進んでいます。

●総合評価：成果が上がっている A

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- ・様々な人々の暮らしやすさの向上のため、継続して公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を進めるとともに、「人にやさしいまちづくり」の推進に向けた啓発活動を継続して行います。

取組みの方向（２） 災害時要配慮者への支援

（１）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
避難行動要支援者台帳登録者数	1,534人	1,452人	1,375人	1,271人	1,247人	2,000人
防災リーダー養成講座修了者数（累計）	510人	712人	814人	924人	1,026人	850人

（２）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
①要配慮者支援の充実	6	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援事業 緊急通報装置設置事業 友愛訪問・一声運動の実施【再掲】 高齢者に関する民生委員児童委員活動【再掲】 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）【再掲】 見守りボランティアの育成、見守りの実施【再掲】
②地域ぐるみの防災活動の推進	4	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織育成事業 とよはし防災リーダー養成講座の実施 防災まちづくりモデル校区事業 災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施

（３）成果と課題

（ア）主な成果

- ・防災リーダー養成講座修了者数は、H30年度に目標値を達成し、地域の自主防災活動の担い手を育成することができました。
- ・友愛訪問及び一声運動の実施により、単独世帯の高齢者等の見守り活動を通じた安否確認が進み、地域ぐるみでの安全確保を推進することができました。（H28～R1年度の延べ訪問数：友愛訪問 2,578世帯 一声運動 11,056人）

（イ）主な課題

- ・避難行動要支援者台帳登録者数は目標値に未達成で、台帳登録をはじめとした避難行動要支援者（災害発生時に家族等の援助が困難で何らかの手助けを必要とする人）への支援体制を充実するための支援者台帳の効果的な活用方法を検討する必要があります。

（ウ）総括

避難行動要支援者台帳登録者数は目標に達していませんが、地域の災害時要配慮者を把握し、情報共有することで災害時の円滑な支援体制の整備を進めることができました。また、防災リーダーの養成や自主防災組織の充実・強化を図ることで、災害時の助け合いに対する地域住民の関心を高めることができたことから、本取組みは概ね順調に進んでいます。

●総合評価：概ね成果が上がっている **B**

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、引き続き避難行動要支援者登録台帳の登録及び活用を通して災害時の支援を視野に入れた顔の見える関係性づくりを進めるとともに、要支援者への支援体制の充実を図ります。

基本目標 3 地域福祉を支える活動基盤づくり

取組みの方向（1） 地域福祉の担い手づくりの推進

（1）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
福祉ボランティア登録者数	26,312人	26,878人	26,236人	25,796人	24,742人	28,000人
市民活動プラザ登録団体数	387団体	429団体	440団体	451団体	459団体	460団体

（2）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
福祉人材の確保・育成	9	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア活動促進事業 ・介護予防ボランティア（ほの国体操リーダー）の養成 ・子育てサポーター養成講座の実施 ・読み聞かせボランティア養成講座の実施 ・地域福祉支えあい事業 ・福祉協力校・研究校*の委嘱、助成 ・ボランティア養成講座の開催 ・オレンジフェスタの開催 ・民生委員活動事業【再掲】

（3）成果と課題

（ア）主な成果

- ・オレンジフェスタの開催により、広く市民に対して市民活動について知る機会を提供し、裾野を拡大するとともに、その具体的な活動内容を周知啓発することができました。
- ・市民活動プラザ登録団体数は累計で459団体にのぼり、多様な団体の地域参画を推進することができました。

（イ）主な課題

- ・福祉ボランティア登録者数は目標値を下回っており、地域福祉の担い手の確保及び育成に継続して取り組む必要があります。
- ・体操の自主グループからの需要が高く、ほの国体操リーダーの担い手が不足している状況にあるため、担い手確保の取組みを強化していく必要があります。

（ウ）総括

地域福祉の担い手確保が課題として残っているものの、オレンジフェスタ等のイベントの開催により、多くの人々の福祉への理解と関心を深め、地域福祉の担い手の裾野を広げることができました。また、福祉協力校・研究校を中心に福祉教育を推進することで新たな担い手の育成を進めており、本取組みは概ね順調に進んでいます。

●総合評価：概ね成果が上がっている B

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- ・地域福祉の啓発により活動を知る機会の充実を図るとともに、その活動の中心人物及び中心人物を支える人材を育成するなどの担い手の確保に取り組めます。
- ・既存の地域福祉の実践者の活動の周知、理解促進を進めます。

取組みの方向（２） ボランティア・NPO活動の推進

（１）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
ボランティア活動 人数（年間）	49,528人	50,899人	47,762人	48,040人	46,160人	55,000人
総合福祉センター・ 地域福祉センター 利用者数（年間）	317,186人	301,067人	297,976人	266,042人	249,192人	340,000人

（２）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
ボランティア・NPO活動の活性化	9	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブシニア活動促進事業【再掲】 ・子育てサポーター養成講座の実施 ・読み聞かせボランティア養成講座の実施 ・ボランティア情報の集約と発信の充実 ・ボランティアセンターの運営 ・市民活動プラザの運営 ・校区市民館管理運営事業 ・総合・地域福祉センター管理運営事業 ・ボランティア養成講座の開催

（３）成果と課題

（ア）主な成果

- ・ボランティアセンター運営事業では、SNS*や動画配信サイトを新たに活用し、ボランティア情報を提供するなど、ボランティア活動への支援の充実を図りました。
- ・校区市民館管理運営事業では、地域コミュニティの推進拠点として施設の適正な維持管理を行い、まちづくり活動や生涯学習の場として快適に利用できる環境づくりを進めることができました。（利用者数H28年度：1,043,144人→R1年度 1,053,101人）

（イ）主な課題

- ・ボランティア活動人数及び総合福祉センター*・地域福祉センター*利用者数はどちらも目標値に未達成であり、地域福祉活動の拠点として、ボランティア活動及びNPO活動への支援に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・子育てサポーター養成講座の実施により、子育て支援を行うボランティアを養成することができましたが、ボランティアの高齢化が進んでおり、若年層を対象としたボランティアの発掘が必要です。

（ウ）総括

ボランティア活動に関する情報提供や講座の実施により、人材育成やボランティア活動の啓発を行うことができました。また、校区市民館管理運営事業により、まちづくり活動や生涯学習を行う場として快適な環境づくりを進めることができましたが、若年層をはじめとしたより多くの人にボランティア参加機会の提供を行うことが今後の課題です。

●総合評価：あまり成果が上がっていない C

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- ・ボランティア団体の構成員の高齢化による担い手の減少や団体の解散等、組織力の低下がみられることから、ボランティア活動団体等への支援に取り組みます。
- ・活動、分野を越えて多様な団体の協働を支えるネットワークの体制を強化します。

基本目標 4 必要な支援を受けられる環境づくり

取組みの方向（1） 総合的な相談体制の充実

（1）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
「福祉カルテ」登録 件数	4,472 件	4,429 件	4,503 件	4,376 件	4,222 件	4,800 件
障害者（児）及びそ の家族からの相談 件数（年間）	17,531 件	20,098 件	24,154 件	22,623 件	27,089 件	18,000 件

（2）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
総合的な相談体制づくり	15	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サービスセンター事業 ・地域包括支援センター運営事業【再掲】 ・子育て支援プラットフォーム事業 ・保育園・幼稚園・認定こども園*の相談事業 ・地域子育て支援センター*事業 ・とよはし総合相談支援センター運営事業及び障害者相談支援事業 ・障害者福祉会館相談事業 ・身体・知的障害者相談事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金事業 ・一時生活支援事業 ・学習支援事業 ・地域ケア会議の開催【再掲】 ・自立支援協議会の開催 ・成年後見制度推進事業【再掲】

（3）成果と課題

（ア）主な成果

- ・障害者（児）及びその家族からの相談に応じ、必要な支援を行うことができました。
- ・地域子育て支援センターの整備により、地域における子育て支援の拠点として、保護者の交流の場づくりや育児不安の解消を進めることができました。

（イ）主な課題

- ・「福祉カルテ*」登録件数はほぼ横ばいで推移していますが、目標値を下回っており、支援を必要とする世帯等の情報把握に引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・自立支援協議会等の開催により、多様な課題を抱える人への支援を行った一方で、課題の更なる多様化や複雑化への対応が求められています。

（ウ）総括

「福祉カルテ」への登録等により支援が必要な世帯を継続して把握することが必要であるものの、障害者（児）の家族からの相談については相談支援機関の周知を進めることにより、課題を抱える多くの人に支援を行うことができました。また、地域における子育て支援の拠点整備が進み、民生委員児童委員や地域の事業所等と連携した相談体制づくりを進めることができたことから、本取組みは概ね順調に進んでいます。

●総合評価：概ね成果が上がっている B

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- ・地域住民や民生委員児童委員、事業所と連携して支援が必要な世帯の把握及び支援に向けた取り組みを引き続き行います。
- ・「8050問題*」や「ダブルケア*」等、ひとつの世帯で課題を複合的に抱える状況が見られ、その個別性の高さから支援に苦慮していることから、これらの課題へ対応できる機能を整備します。

取組みの方向（２） 情報提供の充実

（１）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
手話奉仕員養成研修修了者数（累計）	-	21人	48人	87人	110人	180人
豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」へのアクセス件数（月平均）	-	9,720件	15,036件	17,123件	17,519件	17,000件

（２）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
情報提供体制の充実	6	<ul style="list-style-type: none"> 豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび*」の運営 意思疎通支援事業 活字等広報事業 外国人相談事業 福祉サービスやボランティア活動の情報発信 インターネット等を通じた情報発信

（３）成果と課題

（ア）主な成果

- 豊橋子育て支援情報ポータルサイト「育なび」へのアクセス件数はH30年度に目標値を達成しており、サイトを通じて子育て情報を提供することができました。
- 外国人相談事業の実施により、外国人市民に対する相談の実施や行政情報の提供等を行い、外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めることができました。

（イ）主な課題

- 手話奉仕員養成研修修了者数は年々増加していますが、目標値に未達成であるため、より多くの参加者を募る仕組みづくりを進める必要があります。
- 意思疎通支援事業による手話通訳者等の派遣により、聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保し、社会参加促進を行った一方で、増加する派遣ニーズに対応できる人材の確保が課題となっています。（手話通訳者、要約筆記者延べ派遣件数：H28年度:940件→R1年度:1,179件）

（ウ）総括

手話奉仕員養成研修修了者数は目標に達していませんが、ポータルサイトやSNS等の各種情報提供ツールを活用し、子育てに関する情報等の福祉サービス等の情報を多くの人に提供することができました。また、日本語での情報入手が困難な外国人市民に対応した情報提供を進めたことから、本取組みは概ね順調に進んでいます。

●総合評価：概ね成果が上がっている B

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- 障害者や外国人市民等、様々な人々に配慮した方法による情報提供を進めます。
- 手話講習会や点訳・音訳等のボランティア養成講座の周知・充実を進め、聴覚障害者や視覚障害者に対する情報提供の担い手の確保を図ります。

取組みの方向（３） 福祉サービスの充実

（１）数値目標

評価内容	現状値 (H26)	H28	H29	H30	R1	目標値 (R2)
放課後児童クラブ設置数	67 か所	83 か所	85 か所	87 か所	93 か所	83 か所
福祉的就労から一般就労への移行者数及び就労支援事業所の利用者数の合計（年間）	712 人	1,151 人	1,348 人	1,492 人	1,408 人	800 人

（２）推進施策の内容

施策の方向性	事業数	事業一覧
サービスの質の向上	10	<ul style="list-style-type: none"> 法人保育所・認定こども園通常保育事業 私立幼稚園運営費補助金 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ*） 放課後子ども教室 地域子育て支援センター事業【再掲】 障害者地域生活支援事業 障害福祉サービス等給付事業 障害児支援等給付事業 民間社会福祉施設運営費補助事業 社会福祉施設等指導監査事業

（３）成果と課題

（ア）主な成果

- 放課後児童クラブ設置数は、目標値を達成し、児童が安全で安心して放課後を過ごせる環境整備を進めることができました。
- 福祉的就労から一般就労への移行者数及び就労支援事業所の利用者数も目標値を達成し、障害者の自立と社会参加を促進することができました。

（イ）主な課題

- 放課後児童健全育成事業については、利用者ニーズに合わせた開所時間の延長等を行い、サービスの充実を図ったものの、更なるサービスの充実を図るため利用者ニーズの的確な把握が課題となっています。（放課後児童クラブ利用人数：H28 年度:33,634 人→R1 年度:38,498 人）

（ウ）総括

放課後児童クラブの設置数、福祉的就労*から一般就労*への移行者数及び就労支援事業所の利用者数が目標を達成しており、また、社会福祉法等の規定に基づき社会福祉施設等の指導監査を行い、適正な運営と施設利用者への適切なサービスの提供を図ったことから、本取組みは順調に進んでいます。

●総合評価：成果が上がっている A

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

（総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない）

【今後の方向性】

- 高齢化の進展により福祉サービスを必要とする人の増加が見込まれるため、引き続き福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への指導や利用者ニーズの把握を進めます。

(2) 評価一覧

区 分		総合評価
基本目標	取組みの方向	
1 思いやりを持ってともに支え合う地域づくり	(1) 支え合い・助け合い活動の推進	B
	(2) 人権の尊重と権利擁護体制の充実	B
2 安全・安心に暮らせる地域づくり	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	A
	(2) 災害時要配慮者への支援	B
3 地域福祉を支える活動基盤づくり	(1) 地域福祉の担い手づくりの推進	B
	(2) ボランティア・NPO活動の推進	C
4 必要な支援を受けられる環境づくり	(1) 総合的な相談体制の充実	B
	(2) 情報提供の充実	B
	(3) 福祉サービスの充実	A

数値目標の達成状況や成果と課題から総合的に判断し、A～Dの4段階で評価

(総合評価 A：成果が上がっている B：概ね成果が上がっている C：あまり成果が上がっていない D：成果が上がっていない)

(3) 全体の総括

第3期計画は、「子どもから高齢者まで、全ての人が健康的で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現」を目指し、4つの基本目標を定め、地域福祉を推進してきました。

◆基本目標1「思いやりを持ってともに支え合う地域づくり」

高齢者、子どもといった分野ごとに居場所づくりが進められ、地域での支え合い活動を普及させてきました。この活動をさらに進めるとともに、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援も進めていくことで、さらに支え合いの関係を広げる活動を推進していくことが必要です。

◆基本目標2「安全・安心に暮らせる地域づくり」

誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めるとともに、災害発生時に手助けを必要とする人に対し、適切な支援をすることができる体制づくりを進めており、これらの事業がより多くの人に行き届くよう、さらに進めていくことが必要です。

◆基本目標3「地域福祉を支える活動基盤づくり」

ボランティア活動の啓発のため、主に若い世代をターゲットにした周知方法を活用してボランティア活動への支援の拡充を行ったものの、未だ地域福祉の担い手確保が課題であるため、地域福祉の実践者の活動の周知や理解を進め、地域への参画の働きかけを行うことが必要です。

◆基本目標4「必要な支援を受けられる環境づくり」

これまで高齢や障害等の典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決のため現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うといった基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を進め、分野別や対象者のリスク別の支援制度が発展しました。

しかし一方では、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア、8050問題等）していることから、各制度の下でも支援に苦慮しているため、課題に対し分野横断的に対応することが必要です。

以上の第3期計画の評価を踏まえ、今後は地域による支え合い活動のさらなる普及や、包括的な相談支援体制の充実等に力を入れていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉支援を必要とする人が増加することが見込まれ、それぞれのニーズに対応できる体制を整備することが必要です。さらに、AI^{*}の導入やICT^{*}の利活用を視野に入れた施策の推進を検討することも重要です。

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

第1期・第2期・第3期計画において、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してきました。しかし、核家族化や少子高齢化等の社会構造の変化や地域の関係性の希薄化等に起因する社会的孤立や制度の狭間の問題、複合的な課題といった既存の制度では解決することが難しい生活課題への対応が必要となっています。

このような中、地域住民や地域の様々な主体が参画し、つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく「地域共生社会」の考え方を踏まえて地域福祉を推進することが必要と考え、今回策定する第4期豊橋市地域福祉計画ではこれまでの計画で掲げた基本理念を継承・発展させ、全ての人々が主体的に地域に関心を持ち、お互いが支え合い、助け合いながら暮らせる地域社会の実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

全ての人に関心を持って、

お互いに支え合い、

いきいきと暮らせる地域社会の実現

また、本市は令和元年に「SDGs*未来都市」に選定されるなど、「SDGs」へ積極的に取り組んでおり、地域福祉においても「SDGs」の視点を持って施策を推進します。

《本計画と関連の強い目標》



2 基本目標

これまでも高齢者・子どもの交流の場や居場所づくり等の住民同士による支え合い活動の普及を支援してきたほか、各種講座等を通じて支え合い等の地域福祉の意識の醸成や担い手づくりを進めて来ました。今後も継続して地域福祉の意識の醸成、地域福祉を支える担い手育成や活動基盤づくりを進め、またそれらを一体的に取り組むことで効果的に地域福祉の推進を行うことが必要です。

また、支援が必要な際には各種福祉サービスを適切に受けられる体制を充実するほか、虐待防止や人権啓発、成年後見制度等の権利擁護への取組みを今後も継続して取り組むとともに、大規模災害の発生を想定した地域ぐるみの防災活動や、要配慮者への支援の充実等、今後も継続して自分の住む地域で安心して安全に暮らせる取組みを進めることが必要です。

さらに、近年は8050問題やダブルケア等の複合的な課題への対応が求められており、それらに対応するための体制の整備や、様々な主体が地域を包括的に支援する仕組みづくりを進めることが必要です。

以上のことから、本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

地域住民が地域福祉に関心を持つための機会を提供するとともに、地域の担い手として活躍できるよう支援を行います。

また、地域住民による地域生活課題の解決力を強化するための体制づくりを支援し、主体的な支え合いの促進を目指します。

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

高齢者や障害者、子ども等の様々な人々が、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域づくりを目指します。

また、避難行動要支援者への支援をはじめとした災害時に備えるための地域づくりや、権利擁護の担い手育成等の権利擁護体制の充実を図ります。

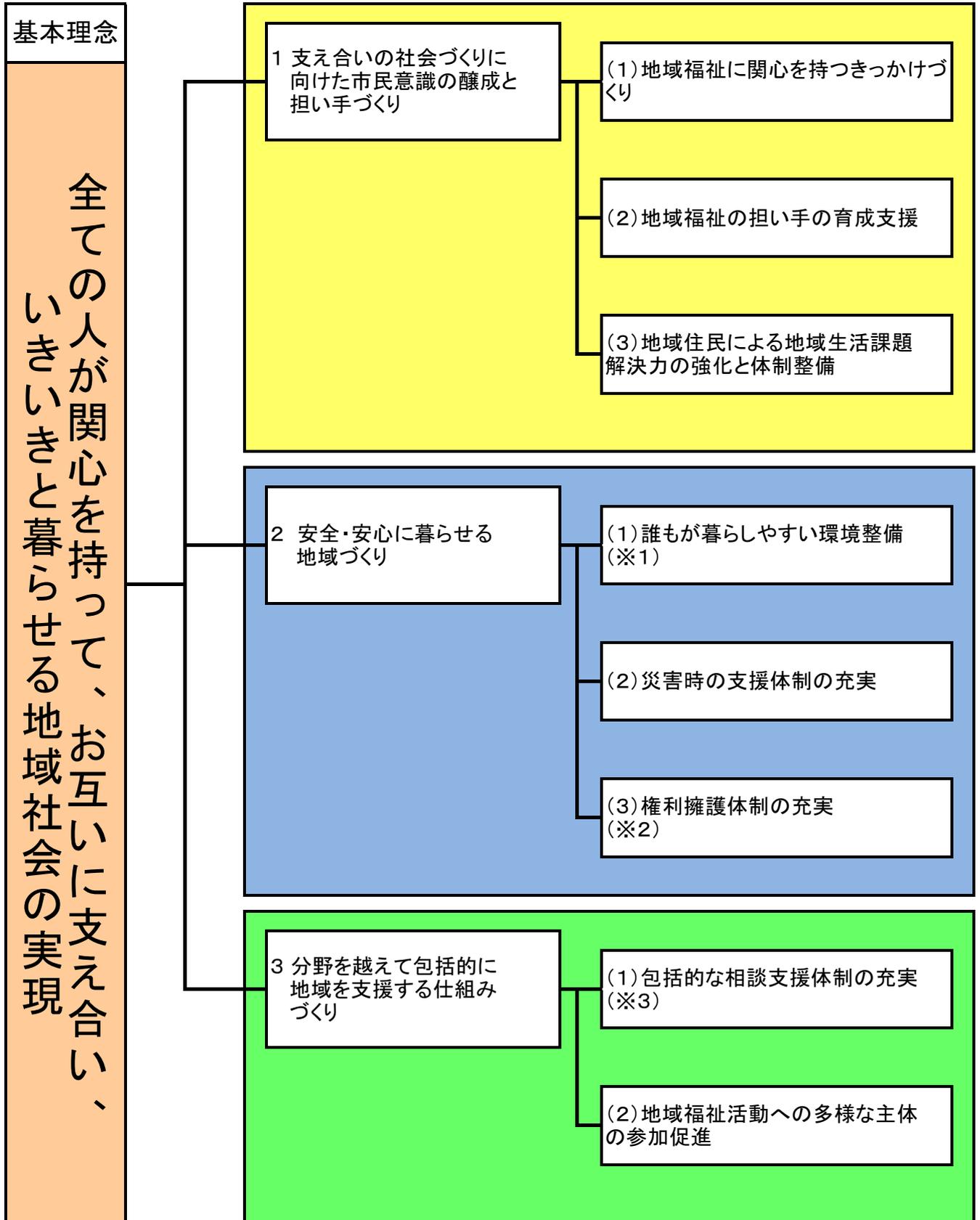
基本目標3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人を支援するため、多様な主体による分野を越えた包括的な課題解決の体制づくりを進めます。

また、住民組織、社会福祉施設、ボランティア、NPO等の地域の関係者と地域福祉を推進するネットワークを整備し、多様な主体が協働した地域福祉活動の実践を目指します。

第4期豊橋市地域福祉計画体系図

第4期豊橋市地域福祉計画（2021－2025）



※1 「豊橋市再犯防止推進計画」については2(1)「誰もが暮らしやすい環境整備」内に記載しています。
 ※2 「豊橋市成年後見制度利用促進計画」については2(3)「権利擁護体制の充実」内に記載しています。
 ※3 「包括的な支援体制の整備」については3(1)包括的な相談支援体制の充実」内に記載しています。

第4章 施策の展開

1 基本目標・基本方針ごとの取組み

基本目標 1 支え合いの社会づくりに向けた市民意識の醸成と担い手づくり

基本方針（1） 地域福祉に関心を持つきっかけづくり

【現状と課題】

- ◆核家族化や一人暮らし世帯の増加が進行し地域でのつながりが希薄化する中、全ての地域住民がいきいきと暮らすには、地域での困りごとに対し地域住民が関心を持ち、「他人事」ではなく「我が事」としてとらえてお互いに支え合うことが大切です。
- ◆市民を対象としたアンケート調査において「自分が住んでいる地域が、住民が協力して地域の福祉を支え合おうという意識が広がっている」と感じている人は22.3%に留まっており、また半数以上の人々が「(支え合いの意識が広がっているか) わからない」と回答していることから、地域福祉への関心を高めていく必要があります。

【取組み方針】

- ◆自分の住む地域の福祉の在り方に対して理解と関心を持ち、住民一人ひとりが主役となりお互いを支え合う地域福祉を推進することができるよう、各種イベントや勉強会等を通して地域の構成員としての意識啓発を図ります。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
出前講座*「人にやさしいまちづくり塾」開催回数 (5年累計)	29回 (単年)	125回
小学生のためのボランティア体験学習(介護予防サロン) の参加者数(5年累計)	35ヶ所 174人(単年)	40ヶ所 900人

地域で暮らす みんなのアクション

- 自分たちが住む地域に対して関心を持ち、住みやすい地域づくりについて考えてみましょう。
- 地域で活躍している市民活動団体について知りましょう。
- 自分たちが住む地域の福祉について、地域のみならずでも考える機会をつくりましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
意識啓発に向けたイベントの開催	「市民福祉の日」記念行事として福祉をより身近に感じ理解を深める「いきいきフェスタ」を開催します。	福祉政策課 社会福祉協議会
	「オレンジフェスタ」を開催し、市民活動団体の活動内容を市民向けにPRします。	市民協働推進課
	子育て応援企業参加による子育て応援フェスの開催や、様々な機会での「子育て応援宣言」を推進します。	子育て支援課
各種講座等の開催による理解促進	障害者差別解消法及び障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例を周知します。	障害福祉課
	出前講座「人にやさしいまちづくり塾」や「人にやさしいまちづくり啓発講座」を実施し、思いやりの意識啓発を行います。【重点】	建築指導課
知る機会・学びの機会の提供	出前講座の実施や、小中学校へ教材の貸出を行い、全ての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインへの理解を深めます。	未来創生戦略室
	市内の小中学校を社会福祉協力校・研究校に委嘱し、体験学習等を通して児童、生徒の福祉に関する関心を高めます。	社会福祉協議会
	ボランティア活動の内容、講座、イベント、助成活動、他団体の紹介等の情報を発信し、活動参加を促すとともに活動の継続・発展につなげます。【重点】	社会福祉協議会

基本方針（２） 地域福祉の担い手の育成支援

【現状と課題】

- ◆福祉ボランティアの登録者数やボランティア活動人数は高齢化等を原因として平成 28 年から継続して減少しており、担い手の確保が必要とされています。
- ◆アンケート調査において、ボランティア活動に参加したくない理由として「活動内容がよくわからない、よく知らない」と 32.1%の人が回答しているため、活動内容の情報提供・周知が必要です。

【取組み方針】

- ◆地域福祉に貢献している人がいきいきと活動できるよう、民生委員児童委員、自治会等の活動の支援や、ボランティア団体やNPO等で活動をされる人に対する育成支援を行います。
- ◆地域福祉の新たな担い手の育成のため、活動内容の周知や理解促進を含めた社会参加につながる取組みの推進を図ります。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「認知症サポーター養成講座」延べ受講者数	41,189人	66,000人
ほの国体操リーダー延べ養成者数	61人	180人

地域で暮らす みんなのアクション

- 興味のあるボランティア講座を受講し、積極的に社会参加の機会を持ちましょう。
- 地域の民生委員児童委員や自治会の活動を知り、活動に協力しましょう。
- 地元団体だけでなく、外部のボランティア団体やNPO等とも協力し、地域の福祉を進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
講座による担い手の育成支援	ここにこサークルで子育て支援を行うボランティアに対し、各種養成講座を実施します。	こども未来館
	「認知症サポーター養成講座」を行い、認知症の正しい知識の普及と支援者の養成を行います。【重点】	長寿介護課
	読み聞かせボランティアの養成講座を実施し、絵本の読み聞かせや紙芝居・手遊び等を通して本と人をつなぐ活動を行うボランティアを養成します。	図書館
	手話講習会等の福祉ボランティアの養成のための各種講座を開催し、福祉のまちづくりのための人材育成や、ボランティアグループの支援を行います。【重点】	社会福祉協議会
地域の活動の中心となる人材の育成・活動支援	介護予防活動を推進する「ええじゃないか豊橋ほの国体操」を指導するボランティアを養成します。【重点】	長寿介護課
	地域住民の身近な相談役である民生委員児童委員の活動を支援します。	生活福祉課
アクティブシニアの活動促進	高齢者のいきいきとした活動を紹介する情報誌「アクティ」を発行し、元気高齢者（アクティブシニア※）を増やし、高齢者の社会参加につなげます。	長寿介護課
活動の情報提供・周知	ボランティア活動の内容、講座、イベント、助成活動、他団体の紹介等の情報を発信し、活動参加を促すとともに活動の継続・発展につなげます。【重点】（再掲）	社会福祉協議会

基本方針（３） 地域住民による地域生活課題解決力の強化と体制整備

【現状と課題】

- ◆近所づきあいの希薄化等により、抱えている課題を身近な場所で気軽に相談することができず、課題を抱えたまま社会的に孤立してしまうことが懸念されます。
- ◆アンケート調査において、現在の相談支援体制について「どこに相談したらよいか分からない」や「気軽に相談できる場所や人が身近にいない」と半数以上の方が回答しており、身近な場所での支援が必要とされています。

【取組み方針】

- ◆地域住民が地域での困りごとを自らの課題として主体的にとらえ、支え合い、交流しながら課題解決を試みることができるよう、地域の体制強化を支援します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
「お互いさまのまちづくり」支え合い活動団体数	26 団体	74 団体
介護予防運動自主グループ数	36 グループ	72 グループ

地域で暮らす みんなのアクション

- 地域で行っている活動に参加し、地域の人と顔の見える関係づくりをしましょう。
- 日常の様々な場面で、生活上困っている人を見つけたら、自分たちができることについて地域で相談してみましょう。
- 地域の課題に対し地域でできる範囲で、地域の人と協力して対応できる体制づくりを進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
住民による地域福祉活動の機会の提供及び支援	地域の民生委員児童委員と主任児童委員や看護師等が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育ての悩みを抱える保護者を適切な支援へつなげます。	こども若者総合相談支援センター こども保健課
	地域住民が講師となり、子どもたちへの学習や体験活動を行う「トヨッキースクール」を開催し、地域の大人が地域の子どもを育てる風土を醸成します。	生涯学習課
地域での交流活動のための拠点づくり・活動支援	高齢者の交流の場や介護予防活動となる運動自主グループの立ち上げや活動への継続的な支援を行います。【重点】	長寿介護課
	子どもたちの活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域住民の参画を得て様々な体験・交流活動の機会を提供し、地域の活性化を推進します。	生涯学習課
	「地域子育て支援センター」において子育てサークルの育成・支援を行います。また、各センターを保護者同士の交流の場として提供します。	こども未来館 保育課
地域の助け合い・見守り活動への支援	「お互いさまのまちづくり協議会」を運営し、まちの居場所活動等の支え合い活動の一層の普及・活性化を推進します。【重点】	長寿介護課
	老人クラブ会員による高齢者世帯への友愛訪問や一声運動等の高齢者同士の助け合い活動を支援します。	長寿介護課
	行方不明のおそれがある高齢者等の親族等により登録を行い、その高齢者等が行方不明となった場合に、協力者に対して情報を送信し、早期発見につなげるネットワークの運営に取り組みます。	長寿介護課
	民生委員児童委員や「見守りボランティア」等による高齢者や障害者の見守り活動を促進します。	社会福祉協議会

基本目標2 安全・安心に暮らせる地域づくり

基本方針（1） 誰もが暮らしやすい環境整備

【現状と課題】

- ◆市町村地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、居住や就労に困難を抱える人への横断的な支援や市町村自殺対策計画と関連した施策、犯罪をした人等への支援等、様々な分野における横断的な支援が求められています。
- ◆誰もが暮らしやすいまちづくりのためには、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用をさらに進めていくことが大切です。

【取組み方針】

- ◆生活困窮者^{*}、高齢者、障害者、ひとり親家庭等の日常生活を送る上で居住・就労等に困難を抱えているために福祉サービスを必要とする人や、生きることに不安を抱えている人も安心して暮らしやすい地域をつくるため、ニーズや段階に応じた適切な支援ができる環境を整備します。
- ◆犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進し、これらの人が再び罪を犯すこと又は再び非行少年となることがないように、再犯の防止等に向けた取組みを推進します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評 価 内 容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
福祉施設から一般就労への移行者数（単年）	81人	110人
ほいっぴネットワーク（電子@連絡帳）の利用者数	772人	1,100人

地域で暮らす みんなのアクション

- 日常生活に課題や困りごとを抱えた時は一人で抱え込まず、相談窓口を利用しましょう。
- 様々な困難や背景を抱えた人を、地域で受け入れる意識を持つようにしましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
住宅・就労確保への支援	住宅喪失者に対して市内宿泊施設等を提供し、安定した居宅生活に向けた支援を行います。	生活福祉課
	市営住宅や民間賃貸住宅を有効活用し、高齢者や障害者等の住宅ニーズに応えることができる住宅の供給を図ります。	住宅課
	離職や休職等により収入が減少し、住居を失うおそれがある人に、一定期間家賃を給付し、安心して就職活動を行えるよう支援します。	生活福祉課
	障害者の個性を生かす場の創出と農業人材確保を目指し農福連携を推進します。	障害福祉課 農業支援課
	高齢者や障害者等の活用を含むフレキシブルな雇用体系を中小企業へ啓発・促進します。	商工業振興課
自殺対策への取組み	自殺対策に関する啓発のための研修会を実施し、ゲートキーパー※になりうる人材の育成を推進します。【重点】	健康増進課
福祉サービスの質の向上と適切な情報提供	一人ひとりの課題に合わせて専門職や専任の職員等が相談に応じ、会議を行うなどの解決に向けた支援を行います。	長寿介護課 障害福祉課 生活福祉課 など
	適切な福祉サービスの確保のため、社会福祉施設や障害福祉サービス事業所への指導監査及び実地指導を行います。	福祉政策課
	医療と介護関係者間の情報共有を図るため、医療機関や介護事業所で利用者情報を共有する「電子@連絡帳」の更なる活用促進を図ります。【重点】	長寿介護課
	視覚障害者や外国人市民等に対応した「広報とよはし」を発行します。	広報広聴課
バリアフリー化とユニバーサルデザインの採用	新たに整備する公園のユニバーサルデザインの採用や、既存の公園や道路のバリアフリー化を進めます。	公園緑地課 道路維持課
	公共交通のバリアフリー化を進め、高齢者や障害者の移動の円滑化を推進します。	都市交通課

～再犯の防止等に向けて～（豊橋市再犯防止推進計画）

◆現状と取組み方針

令和元年の愛知県における再犯率が 47.4%に上っている状況の中、豊橋市においても犯罪をした人や非行少年もしくは非行少年であった人の円滑な地域社会への復帰を促進すること等により、犯罪をした人等が再び犯罪をすること又は非行をなくすことで地域住民の犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指し、以下の取組みを行います。

◆取組みの内容

再犯防止に関する広報・啓発活動

（１）「社会を明るくする運動」の実施

今後も地域の保護司[※]会や更生保護女性会[※]等の民間協力者と協力し、「社会を明るくする運動」を推進します。

【「社会を明るくする運動」の主な活動内容】

- ・“社会を明るくする運動”豊橋市推進委員会の開催
- ・駅前街頭啓発活動の実施
- ・生徒指導担当教諭との座談会の実施
- ・ポスター、標語等の作品の募集 など

※社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

（２）民間協力者に対する表彰

更生保護事業の発展に長年貢献いただいた人を顕彰し、その活動や意義が広く市民に共有されるよう努めます。

犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導等の実施のための取組み

（１）保健医療・福祉サービスの提供

犯罪歴の有無だけで他の対象者と区別せず、犯罪歴の有無等を対象者の重要な背景として把握した上で、高齢者や障害者、少年や若者、女性、発達上の課題を有する人等、対象者の経歴や性格等の特性に応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う相談支援体制の整備を推進します。

(2) 薬物依存を有する人等への支援

薬物乱用の危険性・有害性を広く周知し、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、また、薬物乱用の未然防止のための普及活動及び薬物に関する相談支援を行います。

【薬物乱用防止に向けた取組み】

- ・豊橋市薬物乱用防止推進協議会の開催
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動*
- ・不正大麻、けし撲滅運動の実施
- ・覚醒剤、シンナー等相談窓口の設置
- ・児童、生徒等に対する薬物乱用防止の啓発教室の開催

学校等と連携した非行防止の取組み

少年の健全な育成及びその非行防止に関し、小中学校や高等学校、保護司会や更生保護女性会、主任児童委員、豊橋警察署等の関係機関と緊密な連携を保ち、効果的な活動のため設置した「豊橋市少年愛護センター補導委員会」により、青少年の健全育成及び非行防止を目的とした様々な啓発活動等を行います。

【主な活動内容】

- ・駅前街頭啓発活動の実施
- ・広報車による非行・被害防止広報活動の実施
- ・各種イベント時の特別補導活動や、地域合同・中心街合同補導活動の実施 など

民間協力者や更生保護施設への援助・協力

保護司会、更生保護女性会、BBS会*等の地域で更生保護に関わる活動を行う団体や、豊橋市にある更生保護施設「智光寮」を運営する東三更生保護会に対し、情報共有や財政的支援等を継続して行うことにより、地域の再犯防止活動を推進します。

犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

豊橋市では総合評価一般競争入札の際、価格以外の評価項目の一つとして「企業の地域性や社会性等」を設けており協力雇用主*登録がある場合に加点（優遇）することで、協力雇用主制度の普及を図ります。

他の再犯防止に向けての取組みについては、本計画中の以下の箇所に掲載しています。

	具体的な取組み	掲載ページ
就労・住居の確保等のための取組み	就職に向けた相談・支援等の充実	P 39
	住宅確保への支援	

基本方針（２） 災害時の支援体制の充実

【現状と課題】

- ◆住み慣れた地域で安心して暮らせるという視点から、災害発生時において自分の身を自分で守ることが十分にできず何らかの支援が必要な人に対し、適切な支援を届けることができる体制づくりが必要です。
- ◆避難行動要支援者支援事業については、アンケート結果からその具体的な取り組み方法が周知できていない現状がみられます。

【取り組み方針】

- ◆災害時や緊急時に地域の住民同士が助け合えるよう、地域住民の防災・減災に対する関心を高める取り組みを進めます。
- ◆災害時要配慮者への適切な支援のため、避難行動要支援者登録台帳の効果的な活用方法を検討・実施をします。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
避難行動要支援者登録台帳への新規登録者数 (5年累計)	165人 (単年)	900人
「災害ボランティアコーディネーター養成講座」修了者数 (5年累計)	20人 (単年)	100人

地域で暮らす みんなのアクション

- 災害時にはまず、「自分の命は自分で守る」という意識のもとで行動しましょう。
- 災害時の避難に支援が必要な人は、積極的に避難行動要支援者登録台帳へ登録しましょう。
- 防災に関する自助・共助の意識を向上させるため、地域で行われる防災訓練へ参加しましょう。
- 災害時に支援が必要な人について地域の人で情報を共有しておき、いざという時に助け合うことができる体制づくりを進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
避難行動要支援者事業の推進	災害発生時に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な人（避難行動要支援者）を事前に台帳登録し、把握することで日頃の見守りや災害発生時の避難支援に役立てます。【重点】	福祉政策課
地域ぐるみの防災活動の推進	大規模な災害が発生した際、地域住民による自主的な災害応急活動により、災害の被害を最小限に抑えるための、自主防災組織の育成を行います。	防災危機管理課
	地域の中核となる学校や自治会が連携して災害に強いまちづくりを考え、継続した防災活動を促す「防災モデル校区事業」を実施します。	防災危機管理課
	学識者や行政職員による講話や消防職員による普通救命講習を実施するなど、自主防災組織の中心となって活動する「とよはし防災リーダー」を育成します。	防災危機管理課
	災害時に市と社会福祉協議会で設置する災害ボランティアセンター*において被災者とボランティアの「パイプ」の役割をする災害ボランティアコーディネーターを育成します。【重点】	市民協働推進課 社会福祉協議会
	地域の見守りネットワークを活用した災害時要配慮者の安全確保と協力啓発を行います。	社会福祉協議会

基本方針（3） 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

- ◆「豊橋市成年後見支援センター」における成年後見に関する相談件数が増加を続けており、今後も認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度への関心が高まりを見せています。
- ◆虐待被害者が自分の悩みを抱え込むことなく相談できるよう、広く市民に情報提供や啓発を行う必要があります。

【取組み方針】

- ◆認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人や、判断能力・金銭管理に不安がある人等も安心して生活できるよう、成年後見支援センターの機能強化をはじめとした権利擁護のための体制を充実させるとともに、希望する人が成年後見制度を安心して利用できる体制づくりを進めます。
- ◆全ての人が高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待、配偶者等からの暴力による被害を受けないよう、虐待の防止・早期解決する取組みを進めます。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
成年後見支援センターの相談件数（単年）	454件	500件
DV相談窓口の認知度	30.2%	50.0%

地域で暮らす みんなのアクション

- 自分や身近な人の判断能力が不十分になったときのため、権利擁護のための制度について理解をしておきましょう。
- 重大な人権侵害である虐待や暴力を防止・根絶するため、DV防止について正しく理解しましょう。
- 虐待や暴力の防止や早期発見のため、地域で見守りや声かけの活動を行いましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
権利擁護に関する支援体制の推進	経済的な理由により、成年後見制度を利用することができない場合に制度を利用するために必要な費用の助成を行います。	障害福祉課 長寿介護課
	判断能力が不十分であり、日常生活を営むことに支障のある人に対し、生活費等の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行います。	社会福祉協議会
虐待・暴力の防止への相談・支援ネットワーク	要保護児童対策ネットワーク協議会を中心に関係機関と連携して支援するとともに、児童相談所設置の検討を含め児童相談体制を充実していきます。また、ヤングケアラー*の周知及び支援に努めます。	こども若者総合相談支援センター
	関係機関が連携して高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催するほか、高齢者虐待の状況調査を行います。	長寿介護課
	とよはし総合相談支援センター*を中核として、関係機関と連携した障害者虐待防止事業を実施します。	障害福祉課
	DV相談窓口を設置し、早期の段階で支援できるような関係機関との連携を図ります。【重点】	市民協働推進課
	11月を「児童虐待防止月間」と位置づけ、様々な広報・啓発活動をオレンジリボンを用いて集中的に行います。	こども若者総合相談支援センター
	人権啓発の推進	人権擁護委員による人権相談や出前講座の実施、イベントでの人権啓発活動を行います。
	「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、全ての子どもたちの権利が尊重されるよう、小中学校等への訪問授業や、イベントでの啓発活動等を人権擁護委員と連携し、様々な場面で啓発をします。	子育て支援課 福祉政策課 こども若者総合相談支援センター

～成年後見制度の利用促進に向けて～（豊橋市成年後見制度利用促進計画）

◆現状と取組み方針

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人のため、その人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、金銭、不動産等の財産の管理や介護サービス、施設入所等の契約行為を行うなど、誰もが住みなれた地域で安心して生活することを目的とした制度です。

本市においても高齢者世帯の増加が続くことが見込まれ、また、「豊橋市成年後見支援センター」への相談件数は開設した平成 25 年以来増加を続けており、成年後見制度への関心が高まっていることがうかがえます。

今後も継続して「豊橋市成年後見支援センター」をはじめとした関係機関の機能強化や後見制度の新たな担い手の確保を行い、成年後見制度を希望する人が安心して利用できるよう、以下の取組みを行います。

◆取組みの内容

権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるための「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした地域連携の仕組みです。

本市においても、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、以下のように体制を整備します。

【チーム】

本市では、後見開始前後を問わず、日常的に本人の身の回りにいる人たち（親族、民生委員児童委員等の地域住民、担当ケアマネージャー、訪問看護、保健所等）をチームと位置づけます。

チームによる見守り等により本人の状況を継続的に把握し、見守りの中で成年後見制度の利用が適切と判断した場合は成年後見支援センターへつなぎます。また、後見開始後は後見人もチームに加わり、見守り等の支援を行います。

【協議会】

本市では、チームでの活動における法律・福祉の専門的な相談等のバックアップをするため、既存の会議体に家庭裁判所や弁護士会等の司法の専門家への参加を依頼し協議会として位置づけます。また、支援が困難なケースに対し、協議会がケース会議を開催することで本人への支援を行います。事務局は後述する中核機関が担います。

【中核機関】

本市では、平成 25 年 5 月に設立した「豊橋市成年後見支援センター」を地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークの 3 つの役割を担う上で果たすべき 4 つの機能の強化を図るため、以下の取組みを行います。

《豊橋市成年後見支援センターが果たすべき 4 つの機能と具体的な取組み方針》

地域連携ネットワークの 3つの役割	中核機関の4つの機能 (+副次的効果)	具体的な取組み方針
権利擁護支援の必要な人の 発見・支援	広報機能	広報とよはしやホームページで相談窓口の広報を行います。
		成年後見や権利擁護に関する講座・講演会を開催し、制度内容の周知を行います。
早期の段階からの相談・対応 体制の整備	相談機能	センターへの来所・電話や、訪問により成年後見制度に関する相談受付を行います。
		地域包括支援センターや社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業等と連携し、ニーズの早期発見を図ります。
意思決定支援・身上保護を重視した 成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能	今後の成年後見制度の利用促進の取組みも踏まえた需要に対応するため、市が行う市民後見人養成講座の方向性を検討します。
		市民後見人の増加も視野に入れ、本人と後見人のマッチング機能について検討します。
	後見人支援機能	後見開始後も相談を受け付け、必要に応じてチームへ働きかけるなど、後見人への支援を行います。
	(不正防止機能)	後見人の知識や理解の不足から生じてしまう意図しない不正行為が行われないよう、必要な支援を行います。

その他、成年後見制度の利用促進に関する取組みは本計画で以下の箇所にも掲載しています。

取組み	掲載ページ
制度利用にあたり費用負担が困難な人に対する費用の助成	P45

基本目標 3 分野を越えて包括的に地域を支援する仕組みづくり

基本方針（１） 包括的な相談支援体制の充実

【現状と課題】

- ◆個人や世帯が抱える地域生活課題に対し、ダブルケアや 8050 問題等の複雑化・多様化している課題等の単独の相談支援機関では十分に対応することができない状況に対して多様な機関が連携するなど、包括的に支援する体制づくりが必要です。
- ◆市町村地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、包括的な支援体制の整備に関する事項を市町村の策定する地域福祉計画に盛り込むことが求められています。

【取組み方針】

- ◆高齢者や障害者、生活困窮者等に対して必要な支援がより適切に行えるよう、各相談支援機関のネットワークにおいて関係機関と連携した相談支援体制を強化します。
- ◆個人や世帯内の複雑化・多様化した支援ニーズを「丸ごと」受け止め、課題解決を試みることができるよう、それぞれの専門相談支援機関同士が必要に応じて分野を越えて連携する包括的な相談支援体制の整備を推進します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評 価 内 容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
相談支援包括化推進員による複合的な課題への対応 ケース数(単年)	-	50 件
妊娠・出産・子育てに関する相談件数(単年)	7,077 件	9,700 件

地域で暮らす みんなのアクション

- 複数の要素が絡み合う複合・複雑課題についても相談窓口で話をすることで、自分が困っていることを相談支援機関へ知らせ、アドバイスや支援を受けましょう。
- 地域全体で地域に存在する生活課題を把握し、相談支援機関とも連携・協力して対応しましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
包括的な相談窓口の充実	世代や分野に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な相談支援機関へつなぐことができる体制の整備に向けた検討を行います。【◎新規】	福祉政策課
	妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談対応を行い、子育て支援のワンストップ化を図ります。【重点】	こども未来館 こども保健課 保育課
	日本語が十分に理解できない外国人市民の広く生活全般にわたる相談を受け止め、多言語での相談の実施や行政情報の提供を行います。	多文化共生・国際課
多様な機関が協働する相談支援体制の充実	複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うため、各分野の相談支援機関との連携を強化します。【重点】	福祉政策課
	地域で課題を抱えている高齢者等の個別事例の解決に向けた検討を行うために、地域ケア会議を開催します。	長寿介護課
	障害者自立支援協議会を開催し、障害者への支援体制に関する課題について関係機関によるシステムの構築及び強化を行います。	障害福祉課
	訪問支援を含めた早い段階からの支援を行い、関係機関と連携して生活困窮者の早期自立を支援します。	生活福祉課
	環境部と福祉部の関係課が連携し、いわゆる「ごみ屋敷」や、ゴミ出しに困難を抱える人への支援を推進します。	廃棄物対策課 収集業務課 長寿介護課 障害福祉課 生活福祉課

～包括的支援体制の整備に向けて～

◆現状と取組み方針

ダブルケアや 8050 問題等の複雑化・複合化している課題や制度の狭間の課題を抱えた個人・世帯に対する支援は、その個別性の高さから支援に苦慮している現状があります。

本計画の基本理念である「全ての人に関心を持って、お互いに支え合い、いきいきと暮らせる地域社会の実現」に向け、複雑化・複合化した課題を抱えた人も含めて誰一人取り残さず支援を届けるため、本市では特に重要な視点は「予防」にあるととらえています。

地域住民が潜在的に抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状況とならないためには、「待ち」の姿勢ではなく地域や相談支援機関において早期に課題を発見し支援につなげていくことが大切です。その早期発見のため「地域において主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることのできる環境づくり」や、「地域において地域生活に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」等、本市の現状に合わせた包括的な支援体制の整備が重要です。

以上を踏まえ、本市においては以下の5つの取組みを推進することで包括的な支援体制の整備を推進します。

◆取組みの内容

包括的相談支援

地域に存在する課題の早期発見や制度の狭間となる課題に対応するため、地域住民にとって身近な場所で、気軽に分野や世代を限定せずに相談できる拠点の整備を推進します。

地域住民の様々な相談を拠点において包括的に受け止め、必要に応じて地域住民や支援機関のネットワークと連携して対応し、また、複雑化・複合化した課題については後述する多機関協働へとつなぐ役割を担うことで、包括的相談支援に向けた体制づくりを行います。

多機関協働

複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対して市全体で包括的な相談支援体制を整備するため、令和2年度から「相談支援包括化推進員」を配置しています。

「相談支援包括化推進員」は単独の相談支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例に対し、相談支援機関同士の連携調整を行うことを主な役割とし、各相談支援機関等から相談や情報提供を受け、課題解決に向けて支援チームの編成や支援方針の検討を行います。今後もより効果的な連携へ向け継続して各機関と意見交換を行います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援

様々な事情により相談支援機関を訪れることができない相談者や支援を拒否する人等、必要な支援が届けることができていない人に対して支援が届けるため、アウトリーチ等による継続的支援に向けた取組みを推進します。

アウトリーチ等により「待ち」の姿勢ではなく積極的に支援が届けるとともに、継続して相談者と関わりを持つことで信頼関係の構築を図ります。また、相談支援機関だけでなく、地域住民からも情報提供を受け、潜在的な相談者を見つけて支援が届けることができるよう、相談支援機関と地域住民とで顔の見える関係性を保つための取組みを進めます。

※アウトリーチ

福祉分野においては「支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない人に対し支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援が届ける」ことを意味します。

参加支援

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズに対応するため、新たな社会資源の創出による「社会とのつながり」づくりに向けた支援を推進します。

就労支援施設や民間団体等の地域の社会資源への働きかけや既存の社会資源を拡充することで、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくることのできる体制の構築に向けた検討を進めます。また、支援の定着に向け、マッチング後の本人に対するフォローアップや、受け入れ先の課題に対してサポートする取組みも併せて検討します。

地域づくり

これまで出会う機会の少なかった人と出会うことにより新たな役割や生きがいを持つことができるよう、高齢者と子ども及び保護者が交流する場等の分野や世代を越えて交流できる場や居場所の整備を推進します。

地域に存在している分野別・年代別の交流の場や活動の場をさらに広げることで新たな交流・参加・学びの機会を生み出し、「人與人」「人と居場所」をつなぎ合わせることで地域活動の活性化を図ります。

基本方針（２） 地域福祉活動への多様な主体の参加促進

【現状と課題】

- ◆市町村地域福祉計画策定ガイドラインにおいて、様々な課題を抱える人への支援に関して福祉分野以外の様々な分野と連携し、地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組みを行うことが求められています。
- ◆平成28年の社会福祉法改正において、社会福祉法人*の公益性・非営利性を踏まえ、本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

【取組み方針】

- ◆地域住民や行政だけではなく、社会福祉法人や民間企業も含めた地域で福祉を支える各団体等の様々な団体が主体となって地域の課題や住民の生活上の課題の解決に取り組めるよう、多様な主体による活動を支援します。

数値目標 ～今後5年間の目標～

評価内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
まちづくり活動に参加したことがある市民の割合	45.6%	75.0%
総合福祉センター・地域福祉センターの貸室利用者数 (単年)	112,430人	121,000人

地域で暮らす みんなのアクション

- 自分が働く場において、地域のために貢献できることはないか考えてみましょう。
- 行政、社会福祉法人や民間企業等の様々な主体と連携して地域福祉を進めましょう。

行政・社会福祉協議会の施策

主な取組み	内 容	主管課
社会福祉法人や民間企業等による公益的な取組みの推進	ライフライン事業者等の地域の事業者が高齢者等の異変に気付いた際に市へ連絡する体制を整備します。	長寿介護課
	高齢者や障害者等の活用を含むフレキシブルな雇用体系を中小企業へ啓発・促進します。(再掲)	商工業振興課
	市内の社会福祉法人の公益的な取組みに関する調査・情報収集を行い、また必要に応じて意見交換会を実施するなど、地域のニーズや活動における課題を把握した上で必要な取組みを検討します。 【◎新規】	社会福祉協議会
地域福祉を支える団体等が協働するためのネットワークの構築	総合福祉センター及び地域福祉センターを地域における社会福祉活動の拠点として運営し、社会福祉活動を行う団体の支援を行います。【重点】	福祉政策課
	市民活動プラザ*を運営し、市民活動団体の育成及び活動に対する支援を行います。【重点】	市民協働推進課
	地域コミュニティや市民活動団体が地域の課題解決等のまちづくり活動を行う拠点として各校区市民館の環境整備を行います。	市民協働推進課
	オレンジフェスタの開催により市民活動団体がお互いの活動の理解を深めるとともに、市民・団体・企業・行政等の多様な主体が協働してまちづくりに取り組むきっかけをつくります。	市民協働推進課
	市民参加によるボランティア団体の活動拠点施設としてボランティアセンター*の環境整備に取り組みます。【重点】	社会福祉協議会

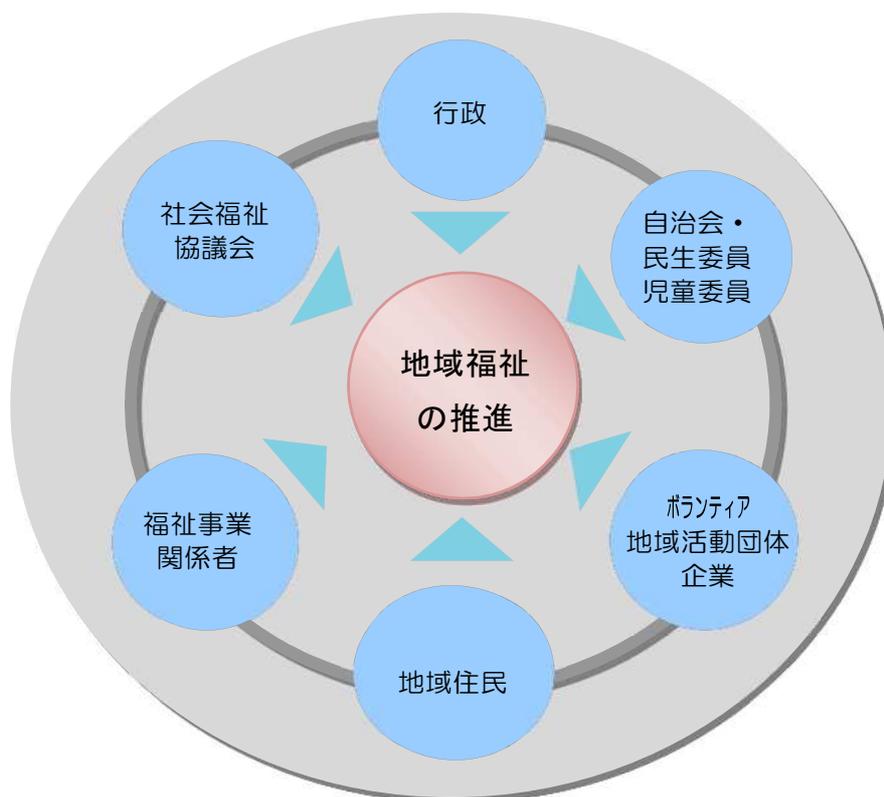
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の総合的な推進体制

本計画の効果的な地域福祉の推進のため、行政及び豊橋市社会福祉協議会だけでなく、地域住民や民生委員児童委員、自治会、地域活動団体、ボランティア、企業等の地域の様々な主体が地域福祉に向けての取組みを行うことが重要であり、また、一体的な推進のためにはそれぞれが協働する必要があります。

それぞれの主体に対し、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組みを促進し、効果的かつ一体的な地域福祉の推進を図ります。

《協働による推進体制のイメージ》

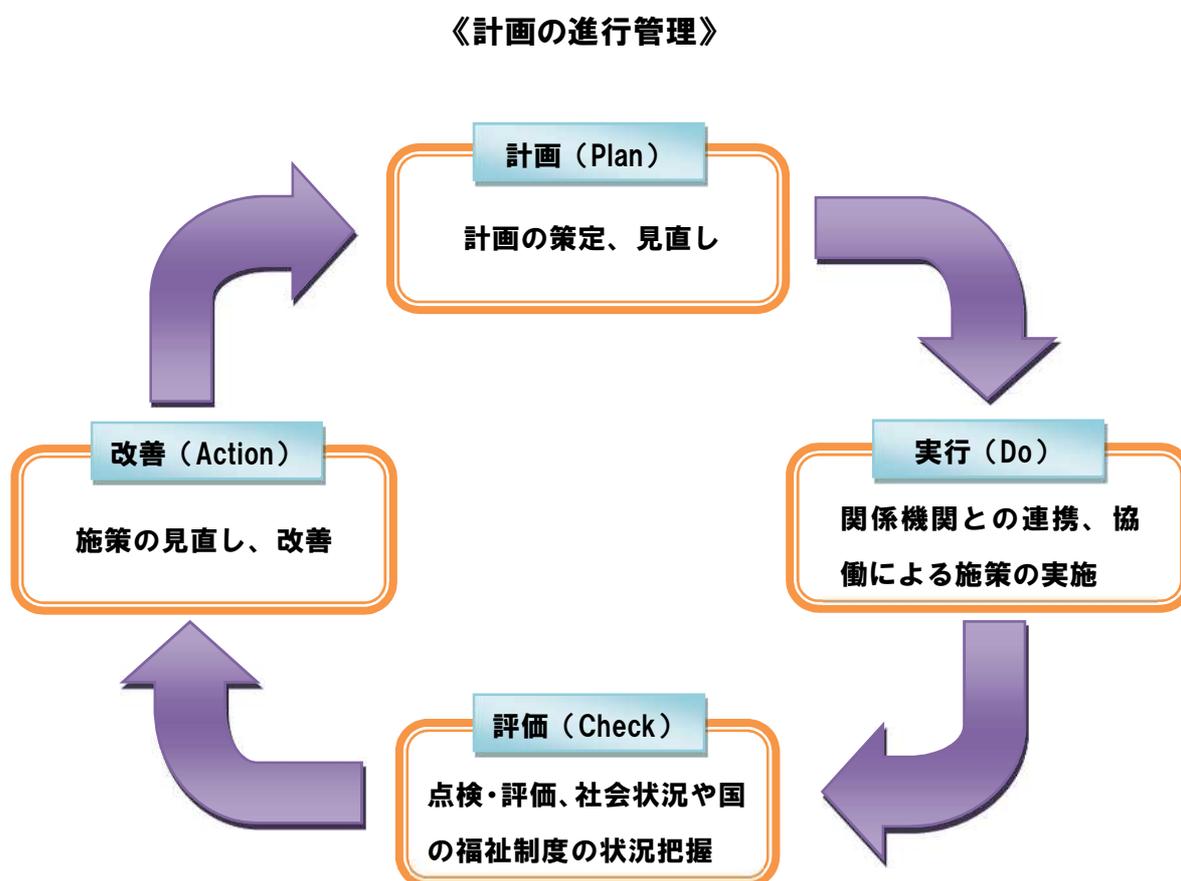


2 計画内容の広報・啓発

地域の様々な主体が本計画の基本理念を共有した上で地域福祉に主体的に取り組めるよう、ホームページでの紹介、各種イベントにおける積極的な啓発活動等、様々な媒体や機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

3 計画の評価・管理

本計画の進捗状況や達成度の評価・管理については PDCA サイクルに基づき、計画を策定（Plan）した上で、基本目標の達成に向け計画的に実施（Do）し、定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握（Check）し、必要に応じて見直し・改善（Action）を行います。

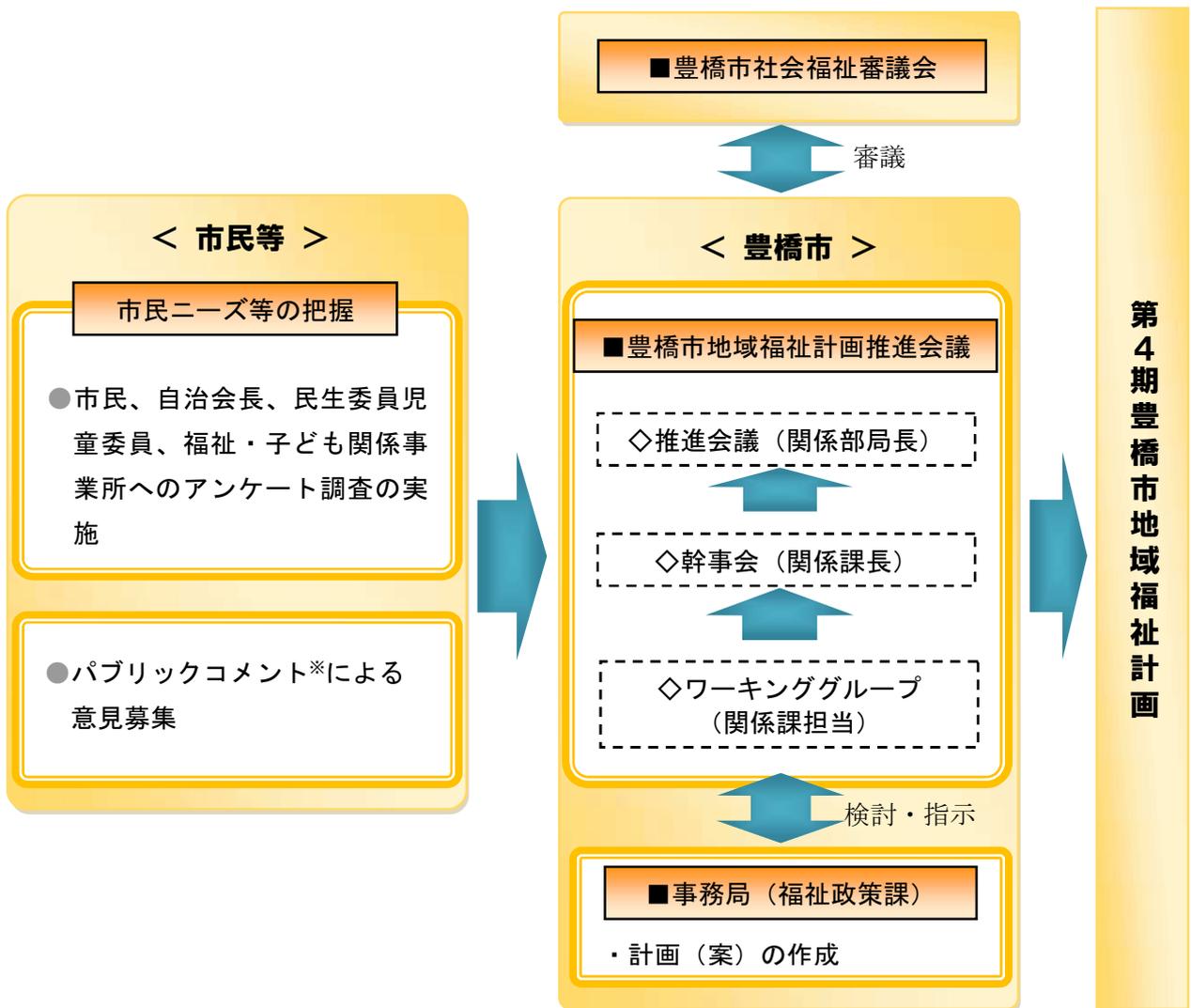


資料編

1 計画策定の体制

本計画は各分野の個別計画との関連が深いことから、庁内に「豊橋市地域福祉計画推進会議」を設置し、計画案の検討を行うとともに、学識経験者、社会福祉を目的とする事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う方等の委員で構成される「豊橋市社会福祉審議会」において審議をしていただきました。

《 計画策定の流れ 》



2 策定経過

<平成30年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成31年2月1日	第1回ワーキング	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について

<令和元年度>

年 月 日	会議等	主な内容
平成31年4月12日	第1回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について
平成31年4月18日	第1回推進会議	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について ○アンケート調査について
令和元年5月～7月	○地域福祉計画アンケート調査実施 (対象:市民、自治会長、民生委員児童委員、福祉・子ども関係事業所)	
令和元年8月8日	第2回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画の策定について
令和2年2月6日	第3回幹事会	○アンケート結果について ○第4期豊橋市地域福祉計画の考え方について
令和2年2月21日	第2回推進会議	○アンケート結果について ○第4期豊橋市地域福祉計画の考え方について

<令和2年度>

令和2年8月6日	第4回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画(骨子)について
令和2年8月19日	第3回推進会議	○第4期豊橋市地域福祉計画(骨子)について
令和2年9月28日	第5回幹事会	○第4期豊橋市地域福祉計画(素案)について
令和2年10月1日	社会福祉審議会	○第4期豊橋市地域福祉計画(素案)について
令和2年10月6日	第4回推進会議	○第4期豊橋市地域福祉計画(素案)について
令和2年11月20日	市議会 福祉教育委員会	○第4期豊橋市地域福祉計画(案)について
令和3年1月4日 ～2月3日	○パブリックコメントの実施	

3 豊橋市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法の理念に基づき、社会福祉を地域で実現するため、豊橋市における地域福祉計画の策定及び地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、豊橋市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 地域福祉計画の立案
- (3) 地域福祉計画の推進に関する重要事項の調査検討及び調整
- (4) 地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5) その他目的達成に必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 推進会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(社会福祉審議会)

第4条 推進会議は、地域福祉計画の策定及び推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて社会福祉審議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は、推進会議に必要な資料を提出する。
 - (1) 地域福祉計画の計画素案の作成
 - (2) 地域福祉計画の策定及び推進に関する必要事項の調査検討
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。
 - (1) 地域福祉計画の策定に必要な基礎的な調査研究
- 3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福祉部福祉政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

別表第1 推進会議

役職	職名
会長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	こども未来部長兼福祉事務所副所長
委員	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	健康部長兼保健所長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	教育部長
〃	豊橋市社会福祉協議会常務理事

別表第2 幹事会

役職	職名
幹事長	福祉政策課長
幹事	防災危機管理課長
〃	政策企画課長兼未来創生戦略室長
〃	市民協働推進課長
〃	安全生活課長
〃	長寿介護課長
〃	障害福祉課長
〃	生活福祉課長
〃	こども未来政策課長
〃	こども未来館副館長兼事務長
〃	こども若者総合相談支援センター長
〃	健康政策課長
〃	健康増進課長
〃	こども保健課長
〃	住宅課長
〃	教育委員会生涯学習課長
〃	豊橋市社会福祉協議会事務局長

別表第3 ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	福祉政策課課長補佐
スタッフ	防災危機管理課職員
//	市民協働推進課職員
//	安全生活課職員
//	福祉政策課職員
//	長寿介護課職員
//	障害福祉課職員
//	生活福祉課職員
//	こども未来政策課職員
//	こども未来館職員
//	こども若者総合相談支援センター職員
//	健康政策課職員
//	健康増進課職員
//	こども保健課職員
//	住宅課職員
//	教育委員会生涯学習課職員
//	豊橋市成年後見支援センター職員
//	豊橋市中央地域包括支援センター職員
//	豊橋市東部地域包括支援センター職員
//	豊橋市南部地域包括支援センター職員
//	とよはし総合相談支援センター職員
//	豊橋市社会福祉協議会職員

4 用語の説明

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術の総称。これまで使われてきた「IT (Information Technology)」にコミュニケーションが具体的に表現されている。

赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者が無料でおむつ替えや授乳のできる施設・店舗の愛称。

アクティブシニア

主体的、積極的に生きがいを持って活発に活動する 50 代半ば以降のシニア層。

育なび

豊橋の子育てに関する情報をまとめたポータルサイト。妊娠期から子どもが 18 歳になるまでの子育てに役立つ情報のほか、子育てに関わる事業主向けの情報も提供している。

AI

Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論等の能力をコンピューターでも可能にするための技術やソフトウェア、コンピューターシステムの総称。人工知能とも呼ぶ。

一般就労

障害者が一般の企業等で就労すること。

SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。例えば、Twitter や Facebook 等を指す。

SDGs

Sustainable Development Goals の略。2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。

NPO

Non Profit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

お互いさまのまちづくり

高齢者が気軽に集うことができる「まちの居場所」の運営や、買い物や草取り等の日常生活を支援する「助け合い活動」等の互助の取組み（支え合い活動）を通じて、地域住民一人ひとりができることを持ち寄る地域づくりのこと。

か行

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

ゲートキーパー

自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられる。

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

更生保護女性会

地域の犯罪予防を行うとともに、青少年の健全育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

高齢者等見守りネットワーク

ライフライン事業者をはじめとした地域の事業者が、通常業務を行う中で見守りを行う取組み。

コミュニティバス

交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域において、その地域住民が主体となって日常の移動手段として確保する乗合型の公共交通のこと。

さ行

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点となるもの。被災地のニーズ把握、ボランティアの受け入れ等を活動内容とする。

市民活動プラザ

市内で活動しているボランティア・市民活動団体に関する情報を収集し、広くその情報を提供するとともに、活動の支援、活動に対する意識啓発や交流の推進等の事業を行っており、市民センター「カリオンビル」内にある。平成 19 年度に豊橋市ボランティア情報センターから名称変更している。

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害等で判断能力が不十分である人に親族がない場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、市民やボランティア、民生委員児童委員、福祉、保健等の関係機関・団体、行政機関とともに活動を進め、市民の福祉活動の場づくり、仲間づくり等の支援や民間性を発揮した福祉サービスの企画を実施している。

社会福祉法

昭和 26 年に制定されたわが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に定めるところにより設立された法人。

新型コロナウイルス

コロナウイルスの一種。コロナウイルスには「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。新型コロナウイルスは、一般的に飛沫や接触で感染する。

生活困窮者

就労・心身の状況、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な成年者に対し、財産管理や身上監護等により保護・支援するための制度で、補助・保佐・後見の3種類がある。

総合福祉センター

豊橋市の地域福祉活動の拠点として、ボランティア活動を支援するためのボランティアセンター、障害者の生活支援のための軽作業訓練室のほか、市民サロンやファミリーサポートセンター等がある。

た行

ダブルケア

親の介護と子育てを同時に担う状況のこと。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

国民一人ひとりの薬物乱用問題に関する意識を高めるとともに国連総会決議に基づく「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的とした運動。

地域子育て支援センター

子育て中の家庭を総合的に支援するため、親子教室、育児相談等を実施して、育児不安の解消や子育てサークルの支援を行う地域の子育て支援拠点。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保険医療、住まい、就労、及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

地域福祉

行政や福祉事業者が提供するサービスだけでなく、地域で暮らす住民相互の支え合い、助け合いにより、地域の福祉課題に取り組んでいくこと。

地域福祉センター

福祉ニーズに応じた各種相談、情報の提供、サービスの受付・調整・実施といった在宅福祉の総合的なバックアップを实践する地域の拠点として、市内に4か所設置されている。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止等の様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としている。

DV

Domestic Violence（Domestic= 家庭内、Violence= 暴力）の略。家庭内に限らず親密な関係にあるパートナーから受ける身体に対する暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動や行動のこと。

出前講座

市役所のことやまちづくりについて学習してみたいというグループのもとへ市役所の職員等が講師となって直接出向き、講座を開催すること。

豊橋市成年後見支援センター

成年後見制度の総合相談窓口として、総合福祉センター（あいトピア）内に開設し、相談、親族後見人への支援、普及・啓発、法人後見の受任を実施している。

とよはし総合相談支援センター

障害者が身近な場所で安心して生活を営むため、総合的な相談業務を行う基幹型相談支援センター。総合福祉センター内で実施している。

な行

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識とその具体的な対応方法等を理解して、認知症の方やその家族を見守り、自分のできる範囲で支援を行う人のこと。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、単一の施設で小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する施設であり、地域の子育て支援も行う施設。

は行

8050問題

高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯の孤立化・困窮化に伴う様々な問題

パブリックコメント

行政が施策等について意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めること。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧等により行う。

バリアフリー

身体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境のため、バリア（障壁）を除去すること。段差等の物理的な障害だけでなく、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

BBS会

Big Brothers and Sisters [Movement](#) の略。非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや健全な成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体。

人にやさしいまちづくり

お年寄り、障害のある方、けがや病気のある方、妊産婦や乳幼児連れの方等、誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられるまちをつくること。

避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

福祉カルテ

世帯（個人）の同意を得た上で、ひとり暮らし高齢者をはじめとした、今後支援を必要とする可能性のある方の生活状況や緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を記録したもの。

福祉協力校

社会福祉協力校のこと。豊橋市社会福祉協議会の委嘱を受け、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的とした事業を行う市内の小・中学校及び高等学校のこと。委嘱期間は原則3年間。

福祉研究校

福祉教育研究校のこと。社会福祉協力校の委嘱を終了した学校で、終了後も協力校として事業の継続を希望し、豊橋市社会福祉協議会が委嘱することにより効果が期待できる学校のこと。委嘱期間は原則 2 年間

福祉的就労

一般就労に対し、障害福祉サービス事業所での就労や就職を目指した訓練を行うこと。

放課後児童クラブ

昼間家庭に保護者のいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るもの。

保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

ボランティアセンター

市民参加によるボランティア活動を通して福祉のまちづくりを進めるため、総合福祉センター（あいつピア）内に設置し、ボランティアについての相談や情報提供、活動室・機材の貸出、ボランティアネットワーク事業の推進、ボランティアの養成・研修事業を進めている。

ま行

民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動のほか、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談・支援活動を行っている。

や行

ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護等）や世話（年下のきょうだいの世話等）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的特徴、言語等の違いに関係なく、はじめから全ての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりをおこなっていくという考え方。

要介護・要支援認定者

要介護（要支援）状態にあると認定された被保険者をさし、要介護 1～5、要支援 1・2 の区分がある。一般的に、要介護状態とは、寝たきりや認知機能の低下等で日常生活上の基本動作について、常時介護を要する状態、要支援状態とは家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態をいう。

わ行

我が事・丸ごと

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作るとともに、市町村において地域づくりの取組みの支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を行い、また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと変換していくこと。

第4期豊橋市地域福祉計画

令和3年3月

発行:豊橋市

編集:豊橋市福祉部福祉政策課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL:0532-51-2355 FAX:0532-56-2813